

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日開会

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日閉会

平成 2 4 年

第 4 回定例会会議録

小豆島町議会

平成 2 4 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 7 8 号

平成 2 4 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1 . 期 日 平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日 (水)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日 (水曜日) 午後 1 6 時 4 4 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	12月19日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
企 画 振 興 部 部 長	松 本 篤			
総務部部長兼総務課長兼 庶務係長	空 林 志 郎			
教育部部長兼学校教育課長	荘 野 守			
健 康 福 祉 部 部 長	松 尾 俊 男			
住 民 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 サービス 課 長	岡 秀 安			
人 権 対 策 課 長	坂 本 勇 治			
税 務 課 長 兼 町 税 係 長	田 村 房 敬			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
健康づくり福祉課長	大 下 淳			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
会 計 管 理 者	谷 部 達 海			
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉			
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘			
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳			
オ リ ー プ 課 長	城 博 史			
子 育 ち 共 育 課 長	大 江 正 彦			
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志			
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂			
企 画 財 政 課 長	久 利 佳 秀			
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成24年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成24年12月19日(水)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 10名
- 第5 議案第54号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 議案第63号 専決処分の承認について
(平成24年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)) (町長提出)
- 第7 議案第64号 小豆島町苗羽辺地総合整備計画の策定について (町長提出)
- 第8 議案第65号 小豆島町岩谷辺地総合整備計画の変更について (町長提出)
- 第9 議案第66号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第67号 小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第68号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第12 議案第69号 平成24年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)
(町長提出)
- 第13 議案第70号 平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) (町長提出)
- 第14 発議第3号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議員提出)
- 第15 発議第4号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について
(議員提出)
- 第16 決定第1号 農業委員会委員の推薦について (議長提出)
- 第17 議員派遣について
- 第18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第19 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月12日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことし一年間振り返りますと、いろんな課題があることが明らかになったわけですが、小豆島にとっていいことも幾つかあったと思います。とりわけ子供たちが頑張ったということで、一つは小豆島高校野球部が春の大会で優勝し、夏もベスト8に入りました。また、女子駅伝も県大会で2年ぶりに優勝し、この23日に全国大会に参加するということになっております。そのほかにもスポーツ、文化の面で小学生、中学生、高校生本当に頑張ったと思っております。また、琴勇輝という相撲取りも24日に発表になりますけれども、幕内にことし一年頑張った結果、昇進することができました。我々もこういう子供たちの活躍に負けないよう頑張っていく必要があると思っております。

いよいよ来年は瀬戸内国際芸術祭の年でありまして、小豆島が飛躍するチャンスになる年であろうと思っております。新しい病院づくり、新しい中学校づくり、あるいは地場産業の振興、いろんなことに真剣に取り組む必要があると考えておりま

すので、議員各位のご協力とご理解をお願い申し上げたいと思います。

本定例会では、専決処分の承認が1件、辺地総合整備計画2件、条例改正3件及び補正予算の審議2件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど個別に説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりますのでご挨拶といたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月11日以降12月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、定期監査報告書及び総務建設常任委員会、教育民生常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、5番藤本傳夫議員、6番森崇議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日のみとし、会期は本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日19日の1日と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

教育民生常任委員会委員長から報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成24年12月19日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。 病院統合問題について。



2. 調査の経過。平成24年10月17日に委員会を開催し、町長、副町長、教育長、病院建設準備室及び担当課職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。病院建設準備室及び健康福祉部長から、新病院配置計画に至る経過、また病院再編推進室長から配置計画案についての説明を受け、出席議員から意見を求めた。

(1) 武道場については代替施設の検討を行うなど、他の体育施設を含め十分に検討願いたい。

(2) 消防署や庁舎も検討課題に含め、新病院建設後の内海病院の形態についても早く検討すべきである。

(3) 執行部から説明のあった新病院への国道からの出入り口や駐車スペースの確保と、これに伴う現在の池田中学校施設の取り扱い、さらに近隣用地の取得に向けて作業を進めるということに委員会として賛同した。以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 説明受けましたが、調査の結果の中の3番の近隣用地の取得に向けての作業を進めてほしいということですが、近隣用地の取得とはどういう取得目的、価値を考えてのまとめになっているのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 10番渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 近隣用地の取得は駐車場スペースが狭いというようなこともありまして、その安全性の確保あるいは駐車場のスペースの確保というようなことで病院の敷地に隣接するということで、これの取得を必要とするということで、検討願いたいということでもあります。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 駐車場が狭いのでさらに近隣用地の取得、あくまでもほんなら駐車場確保のための近隣用地の取得というふうなまとめなんでしょうか。それ以外の目的はなしということなんですか。

議長（秋長正幸君） 10 番渡辺議員。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 理由としてはほとんどの部分が国道の出入り口が駐車場のスペースの確保ということであります。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） それについては前段の文言がありますが、さらにその必要があると、駐車場の敷地が必要だというふうな委員会での討議というふうに事実としてなっているんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員に申し上げますが、委員長報告についての質疑は、今までもそうですが審査の経過と結果に対する疑義をただすことにとどめていただきたいと。付託議案の内容については提出者に質疑することはできませんので、その点をひとつ考慮に入れて質疑をしてください。渡辺議員。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 病院隣接の敷地というのは、あくまでも駐車スペース、国道からの出入り口そういった部分と、院内保育というんですか、病院内の保育施設をつくるという話も出ておりましたので、それらの確保を含めての案ということで出ておりました。その院内保育の部分は、今後の検討でどういう形になるかわかりませんが、一応その話も出るとということは申しておきます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。14番中村勝利議員。

14番（中村勝利君） 私は大きく分けて2点質問をいたします。

最初に、集中豪雨災害記録の復刻版をということで質問をいたします。

近年の異常気象により各地で集中豪雨が起こり、土砂崩れ、河川の氾濫等により大きな被害が出ております。小豆島においても、昭和49年、51年と2度にわたり大きな災害を受けました。久しぶりに旧内海町が発行した災害の記録「1,400ミリの爪跡」を見ました。決壊氾濫した河川、土砂崩れにより倒壊した家屋の写真、また災害の体験、子供たちの作文などが載せられており、災害の状況をきっちりとまとめた立派な災害記録誌であります。当時の編集委員の中に竹内副町長が入っておりますが、各地の災害状況、復旧対策の記録を残された編集は、災害復旧の中で大変だったと思います。こんな立派な表紙でなくてよろしいのですが、今全戸配布をしたらどれぐらいの費用がかかりますか。過去2回森議員の一般質問で、49、51災害の記録誌を作成したらどうかとの質問に対し、町長は前向きな答弁であったと思います。災害後36年がたった今、当時を知らない若者、また記憶が薄れてきて

いる人が多くおります。防災のための新内海ダムも完成間近となりました。もし、災害の記録誌を作成する考えがあるのなら、旧池田町、旧内海町にこんな立派な記録があるのですから、両方合わせ編集をし、新内海ダム完成を記念し復刻版として出版したらどうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中村議員のご質問にお答えします。

集中豪雨、災害の記録の復刻版を発行したらどうかというご質問ですが、そのようにしたいと思います。昭和49年の災害、51年の災害は小豆島、特に旧内海町、池田町にとって今でも心が痛む大きな災害であったと思います。多くの尊い人命と貴重な財産を失ったわけでございます。当時の災害の記録としては、先ほどご質問にありましたように旧内海町では、「昭和49年7月台風8号による集中豪雨災害の記録」と「昭和51年9月台風17号による集中豪雨1,400ミリの爪跡」の2冊があります。旧池田町におきましては、「昭和51年9月台風17号の災害と復旧の記録」がございます。内容は災害の原因、災害発生の状況を気象データ、あるいは識者の意見も交え掲載しております。被災の状況についても、人的被害や建築被害、農林水産物の被害など細かく、被災写真も数多く使った記録となっております。また、被害者への追悼の思いや体験談も掲載されております。

中村議員のご質問にありましたように、ことしの3月議会と6月議会で森議員から、災害防止を主眼とした新内海ダムの完成に合わせて体験談をもう少し掘り起こし、今後の防災のためにも再度作成してはどうかとの質問をいただき、私も前向きに取り組むたいと答弁をしたところでございます。中村議員の言われるように、現存する3冊の記録冊子は大変すぐれたものだと思います。当時の状況、データ、写真など、この冊子を十分活用することが必要だと思っております。また、各地区の村史や

婦人会の刊行物には、当時の記録や体験談も残っております。この3冊の記録冊子は、当時それほどたくさんつくられたものではなく、既に紛失された方もおいでになると思います。そこで、この3冊の冊子の復刻版に、森議員からも提案がありましたように当時の体験談なども加えて、後世にぜひ残せるものとして冊子をつくってはどうかと考えております。4月のダム竣工式に間に合わすのは難しいかと思えますけれども、試験湛水が終わりダムが供用される来年度中には発刊をしたいと考えております。

費用面などの詳細については担当課長から説明させます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 中村議員の質問にお答えいたします。

ご質問の中で全戸配布するとどれくらいの費用がかかるかとのことでございますが、ご指摘のとおり、これまでの冊子をあわせたものとなりますと300ページ程度の冊子となります。見積もりをいたしますと、表紙をハードカバーではなくて少し厚目の表紙用の用紙を利用した場合、1冊当たりの単価が960円ということで、小豆島町の世帯数が今6,700世帯ぐらいでございますので、650万円ぐらいの費用がかかることになろうかと思えます。これを現在ある3冊の冊子のようなハードカバーにいたしますと、1冊当たりの単価が2倍ほどになりまして、1千万円を超えるような額になってまいります。全世帯に配布する場合、これを配布するのか、またもう少しダイジェスト版にしたものを配布するのかということで、そのあたりの検討は必要になってこようと思えます。

前回、前回といたしますか、49災、51災のときのこの冊子をつくった担当者に聞くところによりますと、大体1,000部程度を作成いたしまして、関係機関や関係者に配布、その後に希望者には有償でお譲りしたという経緯があると聞いております。

また、中村議員のご指摘のように、当時作成した冊子には非常に貴重な写真が数多く使われております。これらの写真の中では既に原版がなくなっておるようなものもございますので、これを機にそれらの写真を後世に伝えていくということも非常に重要なのではないかと考えております。災害の記憶をよみがえらすことによりまして、防災意識の高揚が図れるように取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 中村議員。

14番（中村勝利君） 今総務部長のほうから650万円ほどかかると、まあ大きな金額であります。町財政が大変厳しい中で、他の事業に支障が出るようでは困りますけども、今の町財政の中で、これだけの費用を使って出せるだけの余裕があるのでしょうか。お聞きをいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 必要なことについては、財源を使って活用すべきだと思います。

議長（秋長正幸君） 中村議員。

14番（中村勝利君） 1点目の質問はこれで終わります。

2点目、学校等施設の今後のあり方について質問いたします。

1つ目に、新しい中学校づくりについて。

教育委員会では、内海中学校と池田中学校との統合を進めていますが、池田中学校、内海中学校に統合対策協議会が設置され、私も委員の一人として参加をしており、新しい中学校づくりに向け協議を開始しております。そこで、両中学校の設置

者である塩田町長に、新しい中学校づくりに関しての次のことについての町長の思い、考えをお聞きいたします。新しい中学校ではどのような教育活動を推進するのか。新学校名や教育理念などを決めていくために、町長の諮問機関として有識者会議を設置すると聞いておりますが、いつごろ、どのような委員構成を考えているのか。新しい中学校づくりの具体的なスケジュールはどのようになっているのか。

2つ目に、小学校、幼稚園、保育所のあり方について。

町長は、小学校は地域密着であり、できるだけ統合は延ばしますと言っておりますが、どの時点で統合を検討するのか。例えば生徒数が100人を切ったときに検討するのか。また、内海保育所の子供の数が増え、敷地が狭く増築もできず、施設も老朽化し手狭になっております。また、苗羽幼稚園も海岸ぶちにあり、津波災害の危険にさらされております。保護者の方からも、今後どのようになるのかと不安の声が出ております。幼・保一元化を含め、町長はどのように考えておりますか、お聞きをいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中村議員からまず1問目として、内海中学校と池田中学校を統合した新しい中学校づくりについて、新しい中学校ではどのような教育活動を推進するかというご質問がありました。私は中学校については、かねてから申し上げておりますけれども、子供たちは切磋琢磨をし、勉強、スポーツなど、一人一人の能力を向上させるところだと思っています。この観点からすると、池田中学校は規模が小さく内海中学校への統合を急ぐべきであると考えており、そのようなことを何度も申し上げてきました。しかしながら、内海中学校へ新たに行くことになる子供たちのこと、町で1つの中学校となることなど、いろいろ考えておりますと子供たちのための、あるいはまた町民がさらなる一体感を醸成するという観点から、

池田中学校を内海中学校に統合するのではなく、2つの中学校が1つになって新しい小豆島町の中学校をつくるべきではないかという観点で、新しい中学校づくりを教育委員会にお願いをしたところでございます。新しい中学校は、町の教育の重要な役割を担うこととなります。小豆島町にとって、また子供たちにとっても大きな転機になると考えております。現在の2つの中学校の子供たちは、勉強、運動あるいは文化活動、いろんな面で頑張っておりますけれども、1つになれば今以上の頑張りができると確信をしております。町といたしましては、学力、体力などが県下一、全国一になるよう全力で応援をしてみたいと考えております。

次に、この新しい中学校づくりに関連しての有識者会議についてご質問がありました。名称につきましては、「新しい中学校づくり有識者会議」としたいと思っております。新年の1月中旬には発足させたいと思っております。委員構成は、学識経験者、町議会代表、自治連合会代表、内海・池田両中学校統合対策協議会代表、両中学校長など、10名程度を考えております。

3点目の新しい中学校づくりの具体的なスケジュールですけれども、新しい中学校は平成26年4月1日に設立をさせたいと思っております。そこで、まず新学校名の決定が急がれます。新学校名は、両統合対策協議会から有識者会議に案を提言してもらい、そこで協議、調整した案を私に答申をしていただき、平成25年3月定例会に小豆島町立学校条例の改正議案を提出いたします。そこで審議をして議決をしていただきたいと思いますと考えております。教育理念、校訓は、有識者会議において同時進行で検討していただきたいと思いますと思っております。校歌と校章については、新学校名が決定になり次第、協議を始めたいと思います。スクールバス運行、制服や体操服など、決めなければならない事項がたくさんありますけれども、平成26年度予算編成もでございますので、平成25年11月には両対策協議会と新しい中学校づくりについての最終合意を得たいと考えております。

次に、小学校、幼稚園、保育所のあり方についてのご質問にお答えをします。

まず、小学校についてですけれども、小学校は校区内の児童全員が通う施設であります。地域住民の皆様の愛着の強い、まさに地域に密着した施設だと考えております。大きな教育目標の一つとして、地域を愛する心を育てることを掲げております。これまでも何度も申し上げましたとおり、小学校についてはぎりぎりまで存続させたいと思っております。しかし、一方で教育効果を上げる、また子供の社会性を育むという観点から考えますと、ある程度の人数の中で、お互いに刺激を受け合いながら育ち合うということも非常に大切なことだと考えております。就任以来、100名程度が1つの学校としてのあり方の目安になるというようなことを申し上げましたが、これは教育の専門家の方が1つの小学校の規模として100人が目安になるという専門的なご意見があると承知しておることから申し上げたところであります。しかし、専門家の意見もとても大事ですけれども、私がかねてから申し上げておりますように、小学校というのは教育の観点のみならず、地域おこしといひましようか、地域の防災、子育て、高齢者福祉、伝統文化の伝承、地域全体をどうするかという観点もあわせて考える必要があると考えておりますので、100人を割ったからといって直ちに小学校を統合すべきだと、必ずしも考えておるものではございません。しかし、専門家の方が100人が小学校としての規模の適正規模の一つの目安と言っている以上、100人ということは何らかのいろんな検討をする必要がある状況だろうと思えます。幸いなことに、今生まれている子供たちの数からしますと、平成30年度までは100人を割るといふ小学校はない見込みでございます。

次に、幼稚園、保育所についてですけれども、就学前教育検討委員会で検討していただいております。その結果を待って、就学前教育のレベルアップと子育て応援の充実を図るために、こういった施設整備がいいのかという観点から判断をしたいと考えております。

詳細につきましては、教育長が答弁をいたします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 中村議員の質問にお答えします。

内海地区の幼稚園、保育所のあり方についてですが、内海地区では分園を含めて3カ所の公立保育所と1カ所の私立保育所、5カ所の幼稚園が点在しております。内海保育所の規模不足や老朽化が限界と言える状況にあること、また苗羽幼稚園が南海トラフ周辺での大規模地震に伴う津波の被災想定エリア内に位置していることなど、施設面の課題は中村議員のご指摘のとおりです。

加えて、近年小学校の特別支援学級に通う児童が増加しており、教育全体のレベルアップを図るためにも、就学前の段階で障害を早期発見し、就学前、就学後を通じた療育支援や相談事業の充実によって、障害を持つ子供の成長を促すとともに、保護者の不安を軽減する必要があると考えています。こうした現状を踏まえ、就学前教育検討委員会の中で保護者代表のご意見も伺いながら、今後の幼稚園、保育所のあり方を検討することとしておりますが、教育委員会としてはより充実した教育、保育サービスを提供する幼稚園、保育所に加え、専門職の配置による障害の早期発見と療育支援、子育て相談など、幅広い子育て支援機能を持ち、就学前、就学後を通して子供や保護者にとっての拠点となるような一体的な施設整備を図るというのが一つの選択肢だと考えています。

いずれにしても、まだ具体的なことを申し上げられる段階ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁を終わります。

（14 番中村勝利君「以上で質問を終わります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 9番植松勝太郎議員。

9番（植松勝太郎君） 私は鳥獣害対策を急ぐべしということで、質問したいと思います。

島では鹿や猿が木の芽を食べる、木の皮をかむ、また畑の野菜類を食べ、林業や農業に多大な損害を与えてきた。そのために、鹿は駆除期間を設け余り多くなならないよう調整してきました。猿も山際や町なかで町民が困るようなことを行い、邪魔物扱いされ捕獲のおりなどで捕獲しようとしたが、うまく捕獲できません。このような中で、最近になりイノシシの被害が各地で報告され、先日はついに人的被害が発生しました。手の指が食いちぎられ、体には何カ所も牙で突き刺され、新聞報道によると1カ月の重傷とのことでした。人間と鳥や獣と一緒に共存共栄し生活するというユートピア的な考え方は、片方が増え過ぎるとバランスを崩し、今後一層難しくなることが予想されます。人が山に入らない時代になり、獣類にとっては我が世の春に違いありません。しかし、気候変動により、餌になる木の実等が少なくなり、山里の田畑に姿をあらわし農作物や木の芽を食べるだけでなく、住民生活に恐怖さえ感じさせることもしばしば起きていました。今回のイノシシによる人的被害には、わなや銃による駆除はもちろんのこと、町が行っている免許を取るための補助の強化で対応する必要があると思われれます。また、島にいなかった毒グモも三都や西村で見ついているという現状から、農林水産課や環境衛生課など横の連携をとり、住民の安全・安心を第一に考え、早急に有効な対策を講じていただきたいと考えますが、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 植松議員の質問についてお答えをいたします。

鳥獣害対策ですけれども、鹿、イノシシ、猿など、有害鳥獣による農林業被害は深刻になっており、かつ年々拡大をしております。ご質問にあった安田地区の現場には、私も、翌日詳細に調査をして深刻さを感じたところでございます。町におきましては、平成 20 年度から小豆島町鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げておりまして、国の交付金を活用し、狩猟免許の取得推進、捕獲技術向上のための研修会の開催、捕獲資材の購入など、いろいろな鳥獣対策の取り組みをしているところでございます。平成 23 年度には国の支援制度に加え、町単独費によりまして免許取得後の更新経費の一部を補助する制度も創設しておりまして、その結果、狩猟免許取得者数あるいは捕獲頭数は増加しております。少しずつではありますが、成果は上がりつつあると思います。

いずれにいたしましても、有害鳥獣対策については捕獲だけに頼るのではなく、住民の方の協力により野生鳥獣を近づけさせない環境づくり、それから電気柵などの防護、猟友会の狩猟免許所持者による捕獲、以上の 3 点の取り組みによりまして有害鳥獣対策を進めていこうと考えております。重要な課題でありますので、県、地域、猟友会と連携し、できるだけ有効な補助事業を活用し対応したいと思っております。

有害鳥獣対策の詳細については、後ほど担当課長から答弁をさせます。

次に、セアカゴケグモですけれども、既に全国的に生息が確認されております。対応といたしましては、発見場所周辺での定期的な生息調査、あるいは薬剤防除が有効な対策であると考えています。詳細については、後ほど担当課長から説明をさせます。

また、横の連携をとり早急な対策をとのご指摘ですけれども、情報の共有化を初め関係課の連携を図ることが大変重要ですので、平成 24 年度から部制をひいておりますので、部として対応するということがあるかと思っております。

それから、蛇足ですけれども、私は環境省におきまして有害鳥獣対策、それから外来種の規制に関する法律の担当課長というのをしたことがありまして、この問題にも実は非常に関心を持っております。それから、この問題は、小豆島の農業や林業をどうするかという話とも密接に関連している、これからの小豆島のあり方を考える上で、大変重要なテーマであると思っています。それから、答弁で申し上げましたが、町では研修会というのをやってみて私はその全てに出ましたけれども、鹿、イノシシ、猿、全てそれぞれ生態系が違ってとるべき対策も異なります。猟友会の皆さんのような専門家に助けてもらわなくちゃいけない点があるんですけども、いろんな課題があって、その一つには例えば餌ですね、餌になるようなものを残さないとか、それからいろんな住民の人たちができることもたくさんありますので、ぜひ議員の皆様もそういう研修会、実のためになる研修会ですので、そういう研修会にも出ていろいろ勉強して対策を考えていただければと思っています。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 小豆島町の有害鳥獣対策の取り組みについてですが、平成 20 年度から狩猟免許の取得推進に取り組んだ結果、19 年度ではわな免許取得者 1 名、銃の免許が 18 名ということが、平成 24 年度ではわな免許取得者が 51 名、銃が 24 名と増加をしております。23 年度の捕獲頭数ですけれども、鹿が 299 頭、イノシシ 56 頭、猿 40 頭を捕獲し、着実に捕獲頭数も免許取得者も増加をいたしております。

まず、鳥獣対策は、野生鳥獣を近づけさせない環境づくりを行うことが第一歩と考えております。12 月の町の広報紙で、収穫後の野菜や果樹を残さない。また、二番穂が食べられないように早目に耕すなど、集落環境づくりについて啓発を行いました。随時町広報紙や、また研修会の開催により、鳥獣を寄せつけない環境づく

りに取り組んでいきたいと考えております。

次に、防護柵の設置につきましては、集落の農地を囲む大規模な防護施設の整備に平成 24 年度から安田の古郷地区などで、材料は国の交付金で支給され、労力は地元住民で設置する制度に取り組むための検討がされております。また、小規模な補助制度は 23 年度から取り組んでおりますが、また新たに緩衝帯の整備の補助や防護施設の補助について検討したいと思っております。捕獲するための狩猟免許取得の補助につきましては、免許を取得するまでは無料で取得ができ、免許取得後に毎年必要となる登録料は町単独費で 2 分の 1 の補助をした結果、免許取得者が増員されましたが、免許取得者が全くいない集落もあり補助を引き続き実施し各集落ごとで捕獲ができる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、鳥獣被害を放置することはできませんので、費用や効果についての調査研究を進め、より効果的な鳥獣被害対策を実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 植松議員の質問にお答えいたします。

本町でのセアカゴケグモへの対応についてでございますが、見つかった直後には香川県みどり保全課などと合同で、見つかったセアカゴケグモの駆除と周辺の生息調査を行うとともに、その後、子グモが残っている可能性がありましたので、環境衛生課でピレスロイド系薬剤を購入し発見場所周辺への散布を行いました。その後、蒲野地区の農業用ビニールハウスにつきましては、当初小豆農業改良普及センターと事業者で、以降は事業者独自で駆除と監視を行っております。また、それ以外の箇所につきましては、環境衛生課で定期的に生息調査を行っております。このクモは攻撃性もなくおとなしいクモですが、外来生物法で特定外来生物に指定されてお

り、強い毒性を持っていますので、住民への注意喚起が大切であると考え、見つかった直後には香川県により新聞発表、それから町広報紙や町のホームページに掲載したり、また見つかった2つの地区につきましては全戸に注意喚起のチラシをお配りしたため、幸いにもかまれる被害を受けた人はおりませんでした。また、12月13日には、香川県みどり保全課からセアカゴケグモ抗毒素血清が香川県立中央病院に配備されたとの連絡がありました。この情報につきましては、県下全ての病院等に連絡をしているとのことでもあります。

今後の対応につきましては町長も申し上げましたが、毒性の強いクモであることを踏まえ、これまでに見つかった場所については定期的に生息調査を行うなどの監視をしていく、新たに見つかった場合には見つかったセアカゴケグモ及び卵のうは残さずに駆除し、見えない子グモを残さないために発見場所周辺の薬剤防除もあわせて行うことが有効な対策であると考えています。また、住民に対する啓発活動などを実施する必要があると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今のセアカゴケグモの詳細な対策というんですか、そういうなんが語られましたが、その後は他のところで見つかったというのはないんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 当初9月10日に蒲野の先ほど申しあげました農業用ビニールハウス、それから9月22日に西村の海岸付近で見つかっております。その中間で9月19日に、やはり蒲野地区で1カ所見ております。あと安田地区に

つきまして、車に親グモと卵のうがついとるのが、ちょうど車検のときにたまたま見つかっております。これについてはどこから来たとか、その辺が全く不明でありますので、常時おる駐車場について薬剤による防除をいたしました。以上です。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今聞きますと、三都、西村、安田いうんですか。ということは大分全町的にあるぞというふうに思わなんだらいかんような部分でおるんじゃないかなと思います。新聞報道によりますと今町長も言ったように随分広がっていると、23府県にわたって広がっているということで、毒は強いが量が少ないので1匹にかまれても重症になる例はほとんどないと考えられるというふうにあります。しかし、アレルギーとか、いろんな人がおりますので、この新聞報道の分ではオーストラリアでは、セアカゴケグモというのはオーストラリアが発祥いうんか原産地いうんですか、のところがいいんですが、死亡者例もあるというふうに書かれております。いわゆるそういう危険性があるよということなので、できるだけ血清も県の中央病院じゃなくて内海病院とか地元にもやっぱり置いておくというふうなことも考えておかなきゃいかん事態になってきておるんじゃないかなと思いますので、そこら辺はひとつよろしくやっていただきたいなと思います。

それから町長の答弁の中で、この鳥獣害の部分で餌を残さないいうんですか、山際とか山の中というような形でありましたけれども、鹿299頭とイノシシ56頭、猿40頭、これらをバンバンと撃ってとか、わなとかいう形で、この死骸というんかこれは全部下へ持っておりにて処理をしておるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） わなとか、また銃等で、銃につきましては猟友会

のほうが全て処分をしておりますけれども、わな等でかかった分については、町の職員が行きそれを持ちおりにて処分をしております。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） 猟友会が処分しておるとい部分ですが、その人たちが本当に下まで持って帰ってそれなりにきちっとできておるのかと。そういうことがなければ、聞くところのよると、いいところは持って帰るんだけどあとは残しておるといのはいかんですが、いいところいのはお肉ですよ、聞きます。そういうことになってくると、山の中に放置したままということになったら、野犬や雑食類の獣というんか、イノシシが食べるんかどうか知りませんが、そういうような形のものが餌になって、餌を与えるというか食べよるもとなっておるといふうに考えますが、そこらのところ実際問題として、きっちりやろうというふうな意思はあるんですかね。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） そのようなことについて、基本的に埋設するというふうになっておりますので、埋設していると信じております。なおかつ再度、猟友会等の方々に確認をいたしまして、そのようなことがないように注意喚起をしていきたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9番（植松勝太郎君） そういうふうな埋設いうんですか、土の中に埋めるといふ、これはもう大事なことでしょうが、結局、ちょっとぐらい掘ったぐらいでは多分掘り起こすと思うんですよね。そういうふうなことを踏まえて、以前にも多分質

問の中にあっただと思うんですが、地域の特産物じゃないんですけれども、兵庫県のほうでは鹿肉、それからイノシシの肉等を使ってハンバーグをつくったり、そういう道の駅だとか何々の公共施設のところなんかで販売しているというふうなことも聞きますし、私どものほうではひしお井いんですね、地域の部分があるということでB級グルメをやっております。そこら部分にも使えるんじゃないかと思えますし、そういうことを考えたときに加工場じゃないんですけれども、鹿が290、300頭余り、イノシシ56頭、猿は余り聞いたことないんですが、そういうふうな部分を考えたときに、一つの特産物とは言いませんが、そういうふうな部分での一つの地域おこしの食材になるんじゃないかなと、私ども町会議員も以前には鹿ですかね、北海道のほうから鹿の肉をとって鹿肉の試食会とかいうこともやりました。ですから、加工場という部分をひとつ考えてもいい頭数ではないかなと思いますので、そこら辺はどうでしょうか、考えられないでしょうかね、町長どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 多分、課題はいっぱいあると思いますが、勉強はさせていただきます。

（9番植松勝太郎君「以上で質問を終わります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 8番安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は小豆島町の教育改革についての町長のお考えを聞きたいと思います。

今年度の教育民生常任委員会の議員研修で、教育、体力において日本一の福井県

に伺い、福井県の教育のやり方、現状に関して研修しました。その中で、教育というのは一朝一夕で確立できるものではなく、長いスパンで考えていかなければならないと痛感しました。町長は就任以来、島の教育に対して変えていく必要性を訴えています。具体的にはどのようなことを行っていくのか伺いたいと思います。本来は教育に関しては教育委員会のことだと思えますが、多大なる予算を伴う改革が必要ではないかなと思いますので、町長のお考えを聞きたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 教育についての考え方のご質問だったと思いますが、小豆島を元気にするというのが私のミッションだと思っておりますけれども、そのとき突き詰めると子供たちの人数も減っているんで、できるだけ大勢の子供たちがたくましく成長して将来の小豆島を担っていってもらえる人材に育てほしいということで、いろんなことやっていますけれども、その地域が元気になるようにとか地場産業が元気になるとかやっていますけれども、突き詰めれば子供たちのためにやっているということです。先ほどの中学校の統合問題でも出ましたが、教育と他の分野は相互に重なり合っていて、専門家の人が教育のあり方を議論することは当然必要ですけれども、教育と福祉と地場産業から全部かかっています。例えば、子供が小豆島に残りたいと、小豆島で頑張りたいと思うのが学校教育からもきますけれども、子供のころから地域との交流があって、このふるさとはずばらしいということとを心に焼きつけていくことが必要です。

それから、鳥獣害のように山が荒れて魅力が乏しい、山に魅力があったり農業に魅力があれば、農業はほかに移れない産業ですから小豆島の農業を守り、小豆島の自然を守ろうと思えば小豆島で住まなければいけないということになりますので、教育問題は教育委員会サイドだけで考えるべきではないというのが私の信念です。

専門的なことは教育委員会で専門家で議論していただいていると思いますが、小豆島をどう元気にするかという点について言えば、教育こそ重要なんですね。アプローチがいろいろあって、例えば学校の教育の先生の指導の仕方について、町長が何かこう申し上げれば、それは専門家でない人が言ってるんでよくないと思いますけれども、そもそも教育はどうあるべきか、小学校、中学校はどうあるべきかというようなことは、当然トップとして、まさにこれが一番大事な役割だと思っております。個別の具体的なやつは、後ほど教育長からも言ってもらいたいと思いますけれども、福井県の教育を勉強されたと聞きましたけれども、福井県で学力日本一、かつて香川県が学力日本一だったと思いますけれども、非常に評価されてますね。

それから、教育だけじゃなくて住みたい県のその調査もあり、たしかいつも福井県トップですね。原発の問題がありますので、これから福井県がどうなるかという課題はありますけれども、私が知っている範囲内では、福井県は早寝早起き、朝御飯をちゃんと食べるということが徹底しているとか、教育委員会で子供たちが学力をちゃんと維持しているかどうかをきちんとチェックして、学力が落ちていけばきちんと教育委員会で議論して先生方が指導をきちんとするようにしているとか、もう一つは、小・中高の連携をきちんとしているということですね。それは非常に小豆島の教育を考える上でも参考になると思います。とりわけ、小中高の一貫教育をどうするかというのはポイントだと思います。これまで、小豆島町の教育委員会というと小学校、中学校の義務教育についてはこういろいろ物申すけれども、高等学校は県教委の所管なんで県教委任せというところがあったと思いますけれども、私はそれは間違っていると思います。やっぱり高校の教育についても小豆島町の教育委員会は物申すべきだと思いますね。小・中・高、小豆島の学校で育っていくということは、極めて重要なことだと思っております。そういう意味で、今年度から高等学校の先生方も含めて勉強会を教育委員会がしてくれてるので、それは大変評価

に値すると思います。

私がかねて申し上げているのは、小学校は地域との関係が極めて深い、地域を愛する心、ふるさとを愛する心は、多分私の経験からすると小学校時代に築かれるので、小学校はできるだけ残して地域密着型であってほしいと思っています。中学校は少しレベルアップしますんで、切磋琢磨できるような中学校であってほしいと思っています。問題は高等学校ですね。高等学校もやはり地域とのかかわり、小・中・高とのかかわりが絶対必要だと思っています。これまでは幸いなことに、小・中・高が小豆島町、土庄町両方で図れておったと思うんですが、高等学校を1つにするという議論がこれから、これまでもあったんですけども、これから結論を出す時期に来てますね。この問題についても、小・中・高一貫して子供たちのことを考えた教育のあり方を考える上で、高等学校のあり方は極めて重要だと思っていますので、県教委任せでなくて、私は言うべきことは言おうと思っています。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 安井議員の質問にお答えします。

今町長が述べましたとおり、教育委員会も小豆島町の発展のもと、個々の子供や地域の住民が幸せになることを第一に考えたいと思っています。学校教育での改革まではいきませんが、考えですけども、まずは就学前教育においては、今より質の高い教育をどう与えられるかという点に尽きると思います。まず取り組まなきゃならないことは、保育所、幼稚園の先生方の意識を変えることです。どちらも同じ保育教育を行うという意識を全員に持っていただくこと、そして保育と教育のよい面を取り入れて子供を育てるという認識を持ってもらい、それを実践していくことだと思っています。環境面につきましては先ほど中村議員さんのときにお

答えしたので、省かさせていただきます。義務教育においては、質の高い教師を育てることだと思っております。学力向上、体力向上を図るためには、全教師に今以上の指導力の向上を求め、子供を伸ばすことだと思っております。もちろん中等教育の後半期の高校においても同様のことが言えると思っております。

そのためには、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の先生方が同じ土俵で学力、体力向上について話し合うことが大切になってきます。小豆島町には学校教育研究会という組織がありますので、この会を利用して高校の教師の方にも入っていただき、いろんな諸問題の解決のために話し合ってください、共通実践へとつながっていくことが大切になってくると思っております。

また、ことしから実施しました議員さんによる評価もより進めていき、外部の方の判断も取り入れていきたいと考えております。教育はすぐには成果は出ません。継続して改善して積み上げていくことが今後必要となりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 町のほうでALTなりを配置しとるというふうに聞いておりますが、福井県の場合は中高は県が全校に配置しております。市長はそれなりの後の対応をしたらいいというふうに、小学校に対してはそういうような制度を取り入れています。その点で県のほうに、いうたら昔の教育一番の香川県を取り戻すための申し入れというか、そういうなことを訴えていく必要性があると思っておりますが、その辺はどういうふうに考えておりますか。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今安井議員さんの質問ですけど、ALTの拡大というこ

とを県のほうに機会があれば必ず訴えてきます。また、今各小学校におきまして非常勤講師として外国語の先生方の補助という形で、各校1人ずつは配置されております。ですから、ALTの拡大という、これは町独自の予算でやっておりますので、県のほうからの予算は出ておりません。そのあたり、県のほうでも少し出してもらうように働きかけていきたいなと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 福井県のほうは、そのALTなりを、外国の人なんですけど、その人が地域と交流を持ったりというようなことで、外国からの観光客のほうの集客にもつなげているような活動をやるとるというふうに聞いています。その辺はまた、今回の研修に一緒に行ってもらった松尾部長のほうからそういうような資料なりをもらって検討していただきたいと思います。

それと、小・中高の教員での検討いうんがことしからですかね、そういうのが始まるとると言いましたが、具体的にどういうふうにしていくかというふうな部分に関しては、いつ頃そういうな実行というか具体的な施策としてあらわれてくるのかお伺いしたい。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 学校教育研究会というのは、8つの部会がありまして、学力委員会、生徒指導委員会、それとかあともろもろ国際理解教育委員会とかいうのがあるんですけども、その中で、高校の先生方が全部が入っておりません、学力委員会と生徒指導とその2つのところに高校の先生が特に関係がありますので、入っていただいております。5月に総会をいたしまして、こここのところではこういうことが問題になるから保育所、小学校、中学校、高校と同一歩調でやっ

ていきましょうという事で話し合いをして目標を決めます。そしてその後、少しずつですけども学校での取り組みを8月のところで委員会で報告してもらって、ここまでできましたという形で、また、来年このくらい残っておりますという形になっております。来年度はこの上に今の委員会を見直しまして、学力委員会、それに生徒指導は残りますけど、体力向上委員会というのが入ってきて、そこにも高校の先生にも入っていただいてそういう形で課題をはっきり出し合って、そして共通実践をしていくと。これが軌道に乗るのが、この毎日の実践になりますから、二、三年強かかるんじゃないかなと思います。毎年、それをやっていこうという意識を持っていただくということが、まず一番かなと今の段階は考えております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 教育の部分に関して福井県でお伺いしたのは、継続が一番大事、短い時間でもいいから毎日やるのが大切なんだというふうなことを言われておりました。また、福井県の教師の採用に関しては福井の教師ということで、小・中・高垣根なく福井の教員として採用している。その中で、高校の教師なりがきょう小学校、中学校に行ったり、またその反対の場合もあるというふうに伺っております。その辺は県のほうの施策ですから、町で云々することはなかなかできないと思いますが、そういうような部分に関しても、県教委のほうにこんなことをやっとなやだと先進県はというふうなことを訴えていってほしいと思います。

それと、就学前の教育に関しては、小学校に入ったときに1週間やそこらでもう字を書いたりというようなことが始まっていくということで、就学前は、実際その前にもう小学校に入ってある程度の基礎というふうな部分を教えていく必要があるというふうなことを伺いました。その辺で、幼稚園、保育所なりでそういうような部分の教育というか、遊びながらの教育になってくるとは思います。その辺はど

ういうふうな形で取り入れていこうというふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今幼稚園で取り組んでいることですが、特に小学校を意識したことでお願いしていることは、人の話をしっかり聞きなさいと、聞ける子をつくってくださいと。そして、自分の考えがはっきり言える子、この2つが小学校は特に意識しています。そしてあわせて基本的な生活習慣をきちっとつけてくださいと、朝自分で起きる、そして服を着がえる、そして学校へ行く、そういう基本的な生活に寝る時間はある程度決まっていると、そういう習慣をまずつけてくださいと。幼稚園の先生方をお願いしているのは、少しでも文字とか数字なんかに触れられるような場をもってください。強制ではありません、遊びながら、例えば帰りの会のときに読み聞かせをすとか、そういう形をお願いして、少しでも小学校の教育に近づけるように今図ってる段階でございます。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 就学前の教育なりは、PTAの会なりで横峯さくらさんのおじさんなる人が講演で言っとんたんですが、体力なりの運動神経なりは幼少期、言ったら6歳、7歳ぐらい前で大方決まってしまうんだと。勉強なりはもうちょっと期間はあるんですけど、早いうちに勉強することで達成感なりを覚えていく必要があるのではないかなと。その辺で、前向きに勉強していく態勢がとれるというふうに伺いましたので、そういうふうな考え方も参考にしてみたいと、その就学前なりの教育に生かしてってもらいたいと思います。私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は 10 時 50 分とします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 51 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 15 番浜口勇議員。

15 番（浜口 勇君） 私は投票区名を地区名への変更をということでご質問をいたします。

現状の選挙の投票所の名称が町民にはわかりにくい現状であります。例えば、安田第 3 投票区はどこにあるのでしょうかということですが、答えは橘地区であります。安田第 4 投票区は岩谷、安田第 5 投票区は当浜、苗羽第 5 投票区は田ノ浦、池田第 7 投票区は中山です。これらを町民の皆様にもわかりやすい地区名への変更、名称の変更はできないでしょうかというのが質問であります。まとめますと投票区地区名で、池田は第 1 から第 7 まで、二生地区名は第 1 と第 2、三都地区名は第 1 から第 4、西村地区は第 1 と第 2、草壁地区名は第 1 から第 5 まで、安田地区名は第 1 から第 5 まで、苗羽地区名は第 1 から第 5 まで、福田地区名は第 1 と第 2、坂手だけが単独で第 2 はありません。これを見ますと、昭和 20 年代の町村合併以前の名残りと思われれます。ということでよろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（空林志郎君） 浜口議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の投票区につきましては、公職選挙法第 17 条で、投票区は市町村の区域による。第 2 項で市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは市町村の区域を分けて数投票区設けることができると規定されております。この規定に基づきまして、本町では 33 の投票区を設けているところでございます。それで、この投票区の呼び名なんですけれども、旧村単位の呼び名であります池田や三都や安田というふうなものを頭につけまして、三都第 1 投票区、三都第 2 投票区、安田第 1 投票区、第 2 投票区、第 3 投票区などというふうな名称をつけておるところでございます。この投票区ごとに投票所がございます。この投票所の名称につきましては、橘会館投票所でありますとか、岩谷集会所投票所、それから当浜第 2 集会所投票所などというふうな名称となっております。

他市町の状況を見てみますと、投票区の区割りが非常に少なく分けております。それで、本町のように旧村の名称を頭につけるのではなく、何々町第 1 投票区、第 2 投票区と自治体の区域全体を分割して順番に数字をつけているところが大方でございます。

投票区の名称を変えてはどうかとのご指摘ですが、選挙管理委員会といたしましては、チラシなどで地区名の方は投票区の名称と投票所の名称を並べて表記をしておりますし、投票所への入場券にもそのように記載をしております。住民の方に不便をおかけすることはないと考えております。また、投票区は旧村の枝村ですね、中山それから岩谷、橘、当浜とかというふうな枝村と全てが一致しているということではございません。例えば、西村の第 2 投票区では、西村の竹生、西条、中条、それから室生の赤坂、二面の東浦地区などが投票を行っております。また、旧村の中に 2 つの投票区があるなど、議員ご指摘のような名称設定は難しいものがあると考えております。そのようなことから、選挙管理委員会では現状の投票区名、投票所名につきましては、現在では変更することは考えておりませんので、ご理解を賜

りたいと存じます。

議長（秋長正幸君） 浜口議員。

15番（浜口 勇君） 12月16日に行われました衆議院議員の総選挙の投票所へ行きますと、私が行きましたところは安田第3投票所と入り口に大きな垂れ幕が懸かっております。現在は橋は小豆島町橋であり、安田地区の橋ではありません。選挙当日の選挙管理委員会からの町内一斉放送で、投票時間の1時間早い繰り上げ投票の案内をしておりましたが、大体わかりやすい自治会名で放送しておりました。これを例えば、正式にあります安田第何番という数字で放送しても住民はわかりにくいのではないかと思いますので、自治会名などの住民にわかりやすい投票所への正式な変更をすべきだと私は思いますので、そのように今後ご検討お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（空林志郎君） ご指摘のように投票に行ってくださいと住民の方に対しましては、その自治会名とか、そういうことで呼びかけをさせていただいております。その点につきましてはそういうことなのですけれども、投票区自体が余り表にその名称が出ていくことはございません。そういうこともありまして、余り現状から変える必要性を感じていないところでありますが、今回この質問を出されたのが選挙期間中でしたので、選挙管理委員会でのこの件に関して委員長とは相談はさせていただいたんですけれども、選挙管理委員会の中では、まだ話はできていない状況でございますので、そのあたりまた一度話をしてみたいと思います。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 浜口議員。

15番（浜口 勇君） 投票所の投票時間のこういうチラシが出ております。1時間早い。これを見ますと、正式には出ないと、おもてに出ないと言いながら、実際こういうふうに出とんです、正式の。私も投票に行きまして、安田第3投票所へ入るということが非常に何となく違和感を持って投票所へ入ったと。私だけじゃないと思うんですけど、これは。そういう意味で、ひとつ十分ご検討いただきまして、ぜひそういうわかりやすい地区名を表示した投票区への変更をお願いをして、質問を終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

13番（中江 正君） 私は鳥獣害対策の一つである猪鹿垣対策について、イノシシでございますが、1問だけ質問させていただきたいと思います。

私の住む蒲生地区でも、最近カラスや猿、ヌートリア、鹿などによる被害がありました。福田で開催された石のシンポジウムで、猪鹿垣の専門家の話を聞くこともできました。その先生の話によると、猪鹿垣は石でなくてもよいものであり、比較的安価でできることだったと思います。先日、イノシシによる事故があった安田地区でも、その対策はとられているようです。一度絶滅したイノシシが最近増えています。農業者は、葉っぱを鹿にやられ、根っこをイノシシにやられるのでどうしようもないとのこと。ゴルフ場にもあらわれていると聞いています。イノシシが人間生活の空間まで入ってこない対策をすべきです。比較的安価でできるのなら、町が本格的な対策をすべきだと思います。昔のように何百キロも必要でないと思います。しかし、人間が農業もできなくなるとか、襲われて人体に被害が出たのです

から、何とかしなくてはならないと思います。猪鹿垣が安価でできるなら新たにつくことも可能であり、ボランティア的な協力も得られると思います。イノシシや鹿の交通事故も聞きますが保険がきかないらしいので、その面からもイノシシの対策は必要と思います。町の考え方と計画があればお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中江議員のご質問についてお答えします。猪鹿垣対策ですが、鹿、猿に加え、近年ではイノシシやヌートリアなど、新たな有害鳥獣による農業被害が小豆島全体で多発しております。イノシシは、明治8年にコレラにより絶滅したとか山がはげ山になったから絶滅したというようないろんなことが言われておりますけれども、専門家の話では、一旦絶滅したイノシシが海を渡って四国本土からこうやってきたということでもあります。平成21年11月に初めてイノシシが赤坂地区で捕獲されまして、以後、町内各地で捕獲されておまして、11月末現在で捕獲総数が134頭ということで、イノシシが本格的に小豆島に再び生息をするようになっている状況だと思われまます。

小豆島の猪鹿垣は、先人たちの知恵と工夫により、獣類を中心に駆除、根絶と侵入から作物を守る防衛的な施設として、石垣や土塀により全島約120キロで完成させたものと言われております。私もあのシンポジウムに出ておりましたが、専門家の方はかつての江戸時代、そのころの話として石垣じゃなくて土塀もあるので、それは安価にできたという趣旨で言われたのではないかと思います。これから、かつてのような石垣をつくることまで言われていたという記憶は私の記憶ではありません。多分、後で申し上げますが、農地を囲むという意味での現代的な猪鹿垣だということになるのではないかなと思います。

いずれにしても、鳥獣による農作物被害は昔も現在も重要な課題であろうと思います。具体的な町の有害鳥獣対策ですけれども、植松議員の質問で答弁いたしましたように、3点セットということになっておりまして、捕獲が一つなんですけれども、捕獲だけではなくて電気柵などの防護施設だけに頼るのが2つ目で、この2つの対策だけじゃなくて、住民の方の協力によって野生鳥獣を近づかせない環境づくり、餌を置いておかないとか、そういった対策、環境づくり、そういうものが必要になるのではないかと考えております。大変重要な課題ですので、多分国とか県の対策だけでは不十分ですので、25年度予算では、町独自のいろんな事業も行っていきたいと思っております。

詳細は担当課長から答弁いたします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長(石山 豊君) 町の鳥獣対策について、先ほどの植松議員の質問、また町長の答弁でもありましたように、環境づくり、防護、捕獲の3つの対策を進めてまいりたいと考えております。防護設備の計画につきましては、昔の猪鹿垣のようなもので集落の農地を囲む大規模な防護施設を安田の古郷地区で鹿、イノシシ対策用として、金網柵で1メートル当たりの資材費が約1,500円、高さが1.8メートル、約3.5キロメートルで検討しております。池田の北地地区では鹿、イノシシ、猿対策用として金網柵の上部に電気柵3段を設置するタイプで、1メートル当たりの資材費が約1,900円を約1.4キロメートルで検討いたしております。その資材費につきましては100%国の補助で、設置につきましては地元の方の労力の提供で整備し、整備後の草刈りや維持修繕等の維持管理につきましては、地元の方で対応する事業について、現在検討をしております。また、受益者が2戸以上の農地を守る小規模な補助制度につきましては、県費補助事業で、資材費の3分の1が補助され

る制度がございます。また、受益者が1戸の畑の場合であれば家庭菜園的なものですが、自己防衛でお願いし、のり網を張ったり、また目隠しにトタンなどを設置して防護していただいております。

いずれにいたしましても、防護施設を設置するには各地域の住民の方々のご理解とご協力により、地域が一体となった取り組みがより効果的であるかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） いろいろ3点セットで対策はとっているようでございます。なかなかイノシシというのは、特に人的被害を出さないように、イノシシの捕獲に一つは侵入をさせない、先ほど言われました柵とか柵とか電気柵とかもあるわけですけど、2つ目にわなの設置、この低コストで簡易型箱わなの好評いうんですか、これが農業新聞に記載されておりました。12月18日です。いわゆる島根県中山間地域センターが開発したイノシシ捕獲用の低コスト簡易型箱わなが好評だということが載ってました。材料費は2万円程度と安く、重さ50キロしかないため自分で組み立てもできるという利点があります。生産者のアンケートの中では、33%の人が大変よいと、77%の方が普及性があると回答しています。そういった中で、簡単な構造のため、いわゆる設置場所に材料を運べば自作できるという非常に誰でもできることになっております。それと、イノシシの習性を理解し、周辺の影響も考えて設置することが大切だと指摘しております。イノシシが出没する中で、いろんな対策がとられております。そういったものを小豆島の人間社会が安心・安全である環境整備を図るためにも、こういった島根県のほうの研究、視察等も行い、イノシシの絶滅に向けて事故のない平和な島にしていきたいと思いますが、この電気柵にかわる、いわゆるイノシシの捕獲用の簡易型箱わな、これはどういうふうに考

えておられますか、お聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 簡易な箱わなのご提案でございますけれども、現在小豆島町におきましても、箱わなについては何基か用意をしております。そして、猟友会の方をお願いをし、箱わなを設置し捕獲も試みておりますが、現在箱わなの捕獲につきましては非常に少なく、二、三頭しか捕獲ができないというような状況で、足くくりわなというようなことで、現在ワイヤー等の足くくりわなでほとんど捕獲を皆さん方やっていただいております。また、箱わなにつきましては、箱わなを設置し餌づけをしていくというようなことで、余り集落の近辺では餌づけをするというようなことで大変難しいかと思っております。大分山奥のほうで設置をしなくてはならないと、また捕獲後の、箱わなを設置した場合、移動する場合、山奥でございます、簡易な分であったら簡単かと思いますが、50 キロもあるというようなことでございますので、今現在箱わなについても今後また勉強したいと思いますけれども、現在は足くくりわなで皆さん方に捕獲いただいておりますというようにご理解をいただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） 前向きな答弁をいただきありがとうございます。特に昔から猿とかカラスとかいうんは人間と知恵比べ言いよったんですけど、このイノシシだけは厄介なもので、いろんな習性を持つと思うんです。物が動けば突進するいう可能性もあると思うんですけど、もうこの間のような事故のないようにいろんな対策を立てて平和な小豆島にしていきたいと思っておりますので、検討のうち努力を重ねていてもらいたいと思っております。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私からは2問質問したいと思います。

1つは、新病院の通院体制の確立でございます。

新病院の建設位置が池田中学校と決まりましたが、親しまれるよい病院として小豆島の中心になってもらいたいものでございます。小豆島の高齢化と関係しますが、年を重ねると病院通いが増えてくると思います。9月議会でも小豆島町の高齢化の実態を聞きましてけれども、数年前より進んでいました。当然よい病院になることを望んでおりますが、通院の心配をしている人がいます。特に、坂手線以外のバス便が少ない地域での人でございまして、高齢化によって免許証の返還も考えて、この際通院と買い物を考えたい。ぜひとも便利な時間にバスを走らせてほしいとのことでございました。田ノ浦線や三都線など特に高齢者を中心にして、病院と買い物を考えたバスの便を強く望んでいます。住んでよく訪ねてよい町のスローガンを持つ小豆島町として、新病院の通院体制の確立をしてもらいたいと思います。病院の内容と同じくらい通院を心配しておられます。行きのバスで病院で診察をして、帰りにどこかで下車して買い物をすると、また1便遅くなります。年中こうしたことを繰り返すことを考えると、枝線に住む人の意見を聞いて、よい案、通院バスが帰りに買い物を済ますまで待つてあげる。当然早くから来ている人も利用できるなど検討していただきたい。その地域に住む条件というのは、こうしたことが必要だと思っています。地域で長く生活が続けられる条件づくりのチャンスだとも思います。小豆島で限界集落はつくらないでもらいたいと思います。町の基本的な考え方をお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長(塩田幸雄君) 新しい病院の通院のことについてのご質問がありましたが、新しい病院については何度も繰り返し申し上げておりますけれども、小豆島の中で必要な2次医療を確保するためには、2つの病院を1つにし、そこに医療スタッフを集中し水準の高い医療機関をつくるという趣旨でございます。おかげさまで順調に進んでおりまして、森議員の質問にはありませんでしたが、せっかくの機会なんで公の場で状況をお話ししますが、ハードのほうについては設計業者も決まっています、今どういう建物にするか、場所をどうするか、敷地内の場所の問題ですね、今議論を進めております。

一方で、医師確保の中核になる新しい病院の管理者とか、病院長候補の方についてはご心配をかけておりましたけれども、香川大学のほうから推薦をしていただきまして、正式に承諾をまだ得られておりませんが、その先生とご相談しながら新しい病院のあり方を考えていく体制が整いつつありますということをご報告申し上げます。

新しい病院ができた後の通院体制の確保は、まことに重要な話でありまして、これは私の個人的な体験になりますが、私の母は2年前に亡くなりましたが、ずっとひとり暮らしをしておりましたが、亡くなる1年ぐらい前までは一人で歩いて2キロ近くある内海病院に通い、帰りにマルナカで買い物をするということでしたが、1年ぐらい前からそれがかなわなく、はうようにして病院に行っていたと近所の人から聞いておりますけれども、まことに重要な話だと私は認識しております。まずは、新しい病院の診療時間とか診療体制がどうなるかということとも関連するんですけれども、小豆島オリーブバスには全面的な協力をさせていただきたいと思っておりますが、オリーブバスだけでは対応が不可能だと思いますので、幾つかの自治体

で始めているデマンドバス、それとかNPOに買い物とか通院とかの応援をできるようなそういうものもぜひ立ち上げてほしいと思っております。そういうものを立ち上げないと、新しい病院は絵に描いた餅になると認識しております。議員と全く同じ考え方で進めていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 特に、小豆島として非常に必要不可欠な病院づくりだというふうに思っています。しかし、町の体制づくりというのは決して病院だけでなく、さっき言われたように、全体的、観光も含めてですけど、本物といいますか、総合的といいますか、そういうことが必要だというふうに思っています。

病院の委員会の中で私傍聴したんですけど、昔の衣食住、衣に食べるに住むということはお医者さんで職場で言えたということで全くそのとおりだというふうに思いました。そういった意味でも、この今小豆島町でこの問題ですけど、土庄町のほうも福田線、四海線、大鐸線、西浦線とこういうのありますんで、やっぱり総合的な小豆島として考えるのであれば土庄町ともよく話をしないと、僕らもう内海のことしか言えませんが、そういう意味で、この新病院に通う方法として考えてもらいたいと言うておきたいと思えます。

もう一つは、町広報 12月号ですけど地球温暖化防止月間ということで呼びかけがありました。その中に公共交通を利用しましょうというのありました。ところが、例えば病院に行くにバスが少ないとか不便だということがあると思えますんで、そういうことを含めると、いろんな面を考えると言えますけど、コミュニティーバス的な、でない企業だけに任すと儲からないと走らないということがあると思えますんで、その公共交通についてお伺いしたいと思えます。コミュニティーバス的な。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） その件につきましては、今、森議員さんからもご指摘ございましたけれども、やはり交通体系というものは町全体、また小豆島全体で考えていかなければならないことだと考えております。その中で、先ほど町長から申しあげましたようなデマンドバスでありますとか、NPOのサービス、また森議員さんがおっしゃったようなコミュニティーバス、それぞれもろもろを全体的に検討して、今後どういったものが一番住民にとって便利なものであるかということも含めて検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） これ質問的なんですけど、公共交通の定義。僕は前坂下町長のとき質問したんですけど、定義が日本中になかったんですね。ですから、公共交通というのは別々に全く出てきます、広辞苑も現代用語の基礎知識も。ですから、日本に公共交通の定義がないということは、儲けるとこしか走らないというか、結果があるんだろうと思うんですけど、公共交通の定義について何かご答弁いただきたいと思うんです。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 多分人によっていろんな考え方があるんですけども、常識的に考えれば、人々が生活する上で必要不可欠な足のことだと思います。それは、経営主体が民間であれ、公的であれ、関係ないことだと思います。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番(森 崇君) 次に、ダムのない地域の豪雨対策について質問いたします。

12月に湛水式が行われ、新内海ダムが完成しますけれども、小豆島町の治水、利水の体制は大いに前進すると思います。安全・安心の小豆島となってきたことを本当に喜んでおります。49、51災害の経験から見ても、新内海ダムの完成は私たちにとって悲願の達成と言っても過言でないと思います。

今年の春ですけど、小豆島の大師市新聞に「人間の歴史は災害の歴史」と書かれておりました。地震国日本、この地球に住む私たちは豪雨とか地震、津波を経験してきました。その中でも一番多いのは、台風による集中豪雨や高潮であり、豪雨と高潮というのは台風につきものだと思います。高潮を考えたパラペットの高さは2メートル51センチと聞いています。

そこで、質問いたします。

高潮対策で水門や逆支弁などを設置したので、パラペットの高さまでの安全性というのはかなり確保されたと思います。しかし、台風による豪雨と高潮が同時のとき、低い地域の家屋が水につかるのではないかと思います。106万トンの新内海ダムでは、洪水調整が行われ、山からの水はダムが受けとめてくれるのでかなり安全・安心だと思います。それでも、例えば隣の片城川付近の低位置対策は必要だと思います。粟地ダムの下流でも植松の馬場など低いところも考えたポンプ場の計画が進んでおり、完成すれば随分安全性は高くなると思います。

その他の地域、これは例えばなんですけど、坂手とか苗羽とかダムのない地域ではパラペットの upstream に必要箇所に面積とか雨量に合わせたポンプの設置が要ると思います。町の考え方をお伺いします。

議長(秋長正幸君) 町長。

町長(塩田幸雄君) 森議員の質問にお答えします。

新内海ダムの試験湛水が完了すれば、平成 25 年度からの供用開始となります。これにより、別当川流域におきましては台風等による豪雨時には防災対策としての洪水調節が行われますことから、森議員のご意見のとおり、これまで以上の安全・安心が得られるものと考えております。

また、記録の残る過去の自然災害の経験をもとに、地すべり、河川洪水、高潮への対策を順次実施しておりますけれども、森議員のご意見のとおり、整備は進んできていると認識をしております。この中で、坂手地区、苗羽地区などの低地帯における浸水対策としてのポンプ場設置に関する考え方ですけれども、これまでに池田地区には浜条地区に 1 カ所、内海地区には植松、片城、馬木の 3 カ所の合計 4 カ所にポンプ場が整備されており、現在 5 カ所目の安田ポンプ場を整備しておりますが、これらの地区は他の地区と比べ地盤高が低く地形的に浸水被害の多発する地区でございます。

一方、ご質問にありました坂手、苗羽地区等におきましては既存ポンプ場設置地区と比べますと、浸水被害の頻度が非常に少なく、実際に浸水被害の状況も軽微であったと認識しております。したがって、浸水被害の頻度の少ない地区につきましては現時点においては大規模なポンプ場整備の計画はございません。ポンプ場整備は、浸水被害の甚大かつ頻度の高い地区で実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

東日本大震災から得られた教訓は、自然災害には上限がない。自然災害対策におけるハード面には限界があるということだったと思います。ハード、ソフト両面から施策を適切に組み合わせて防災、減災し、生命、財産を守っていく必要があると考えております。

詳細を建設課長が補足説明をいたします。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 内面排水につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきます。

台風等による豪雨と高潮が重なった場合、低地帯の排水に関しましては現在高潮対策を講じております地区説明会におきましても、議員の質問と同じような内容で全ての地区で質問をお受けいたしております。この質問に対しましては大変心苦しいのですが、異常高潮と異常豪雨等の重なる最悪の場合、海水につかるか、真水につかるかの究極の選択となりますというご説明を申し上げているのが実情でございます。

パラペットの嵩上げ、陸閘、フラップゲート、水門整備等による高潮対策では、残念ながら低地帯の内面排水に関しましては海や河川に排水ができにくくなります。高潮対策と低地帯の内面排水対策は相反する対策整備となりますことから、高潮対策整備時におきましては地区住民の方にメリットとデメリットを十分に説明し、ご理解をいただいて実施いたしているのが現状でございます。

このような中におきまして、水門設置箇所におきましては水門設置箇所の地形的状況を考え、他の地区と比較して面的に低地帯で重要な排水対応を必要と判断される箇所の水門につきましては、水門にゲートポンプというものを設置いたしております。これによって少しでも内面排水ができるよう検討、実施している箇所もございます。事例といたしましては、草壁本町の水門、浜条川の水門、馬木川の水門にゲートポンプを設置し、内面排水の補完的対策を実施し、浸水被害の軽減を図る対応を実施しております。

また現在、質問にもありました坂手地区におきましては観音川の河口部に高潮対策として水門設置を県が整備いたしております。この水門にも水門工事と並行いた

しまして町でゲートポンプを設置する予定でございます。なお、ゲートポンプはあくまでも補完的な設備であり、安田、片城、馬木にあるようなポンプ施設とは機能的には異なるものでありますが、異常高潮と降雨が重なったときに一定の降雨に対する内面排水には有効であると考え、水門設置箇所の地形的条件を検討し、設置いたしております。

しかしながら、全ての水門にゲートポンプを設置いたしますことは厳しい町財政の現状におきましては非常に難しく、全ての水門に設置することはできておりません。

町長の説明にもございましたが、自然災害には上限がなく自然災害対策におけるハード面にも限界がある中で、広範囲にわたる区域を総合的に検討し、浸水被害の甚大かつ頻度の高い地区で各種ポンプ施設の設置を実施いたしておりますことをご理解をお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） お金が要ることですから難しいことはわかって言っているんですけど、もう一つ僕あると思うんです。

災害対策基本法というのがありますが、それをよく読むと国の責務、県の責務、町の責務、その後に住民の責務というのがあります。住民の責務というのは、みんなが説明しないと協力してくれないと思いますんで、逃げじゃないんですけど、そのハードをするお金が要る、それまでの間、例えば住民の責務的な協力を。私の地区も第6回目の避難訓練、台風でペアなったんですけど、そういった意味では地域の協力というのは非常に大事になってくると思います。これは、副町長にお願いしたいんですけど、やっぱり地域住民に、いわゆる地域の人々の協力というのを呼びかけていただきたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） とにかく基本は、自分の命は自分で守りましょうということがもう基本でございます。木庄で避難訓練、私も見させていただきましたが、そういった地道な活動がこの減災につながっていると思いますので、今後とも防災訓練のあり方そのものもやっぱり考え直さないかんと思ひよんですけど、啓発に努めていきたいと思ひます。

（6番森 崇君「以上です」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

4番（柴田初子君） 私から1問なんですけれども、5歳児健診の導入についてを伺いたいと思ひます。

乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定によって市町村で乳幼児に対して行っております。健康診査実施の対象年齢は、0歳、1歳半、3歳となっており、その後は初等教育に就学する直前に就学前健診が行われております。この発達に伴った健診で子供たちの健全で健やかな育成が図られてきました。

しかし、近年全国的に乳幼児健診の段階から発育相談を要する子供たちが増えてきている現状が顕著となり、医療・保健・福祉の分野で発達障害という言葉がよく使われるようになりました。

実は、3歳児健診から就学前健診までのこの期間のあき過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。なぜなら、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳前後になると健診で見ることができるので

すが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われていました。発達障害は対応が遅れると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても親がその事実を受け入れるのに時間がかかってしまい、適切な対応、対策を講じることなく子供の就学を迎えるために状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

厚生労働省や文部科学省などは、早期発見、早期支援をと、平成 17 年発達障害支援法を制定しています。

子供の脳は、年とともに成長、発育をしていきます。人間が人間として生活するのに大事な脳の部分にある前頭前野は、四、五歳で発育がほぼ完成すると小児科医も述べております。3歳ではそこまでの発育がなく、判断が著しく的確な療育が遅れるとの意見もあります。ちょっと気になる子供の大部分は健常者であることから、全国的にも軽度の発達障害児は就学してから困るというケースもあるそうです。軽度の場合、発見、対応が早ければ早いほど社会に適応した発達ができ、その児童にとっての幸せがあるんじゃないでしょうか。

5歳児健診の必要については、平成 20 年 3 月議会において先輩議員が質問されておりますが、まだ実現には至っておりません。そこで、私も小豆島町において 5 歳児健診をぜひ実施していただきたいと強く期待してお伺いをさせていただきます。

1 点目は、小豆島町における 5 歳児健診の必要性と考えについて。

2 点目は、5 歳児健診を実施するとなれば、現在の体制、予算などからどのような問題点とか課題があるんでしょうか。

3 点目は、現行の健診体制で発達障害児の疑いがあると判断された場合は、どのような対応をされているのでしょうか。

以上、3 項目についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお

願います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 柴田議員のご質問にお答えします。

5歳児健診の導入についてのご質問でありましたけれども、発達障害の早期発見と療育支援の必要性について、柴田議員と私は考えが全く同じでございます。

質問の中で、平成11年に発達障害者支援法が厚生労働省や文部科学省の力によってできたかのごとくの質問でしたけれども、私は当時、厚生労働省の障害保健福祉部長でした。この法律は、その当時、公明党の衆議院議員だった福島豊先生と自由民主党の野田聖子さんが問題提起をされて、お二人が中心になって法律をつくりました。法律をつくってる段階では一部に猛烈な反対がありましたが、最終的には全ての党の賛成でできたという法律でございます。

5歳児健診につきましては、小豆島町ではできれば来年度から導入して実施をしたいと思っております。発達障害を早期に発見し、就学前、就学後を通して療育支援の充実を図ることが必要だと思っております。後ほど担当課長から答弁があると思いますが、来年度幼稚園、小・中学校の特別支援員を増員したいと思っております。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（大江正彦君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の5歳児健診の必要性と考え方につきましては、町長が申しあげましたけれども、教育委員会としても必要性を十分認識しておりまして、来年度からぜひ導入したいと考えております。

2点目の実施に当たっての問題点や課題ということでございますけれども、5歳

児健診は小児科の医師でありますとか臨床心理士、言語聴覚士、保健師など医学的な知見を有する専門職が多角的に子供を観察して判断する必要があります。このため、まずは専門職の確保が必要でございます。内海病院を初めとする関係機関との連携が欠かせないわけでございますけれども、現在の内海病院の体制等を見ますと臨床心理士と言語聴覚士の確保対策が必要と考えております。このため、臨床心理士につきましては香川大学医学部附属病院から派遣いただくよう協議を進めてきたところでありまして、昨日派遣いただけるというご回答もいただいております。それから、言語聴覚士につきましては現在内海病院1名体制ということで、病院の業務の傍らこちらに深くかかわるといっても無理といったような体制でございますので、内海病院のほうに2名体制に増員するようということをお願いをまいりまして、年明けに募集する運びとなっております。そういったことで専門職の確保についてはめどが立った状況でございます。

それから、柴田議員のご指摘のとおり、5歳児健診で早期に発見した発達障害児に対して適切な療育支援を行うと。これが最も重要な課題でございますので、就学前、就学後を通しまして、それぞれの子供に応じた支援が継続的に行えるようにということで、学校関係者も含めました連絡組織を設置いたしまして連携と情報の共有を図るとともに、町長からも申し上げましたとおり、幼稚園、小学校で各2名、中学校で1名の特別支援員を来年度増員したいというふうに考えております。

最後にですが、現行の健診体制で発達障害児の疑いがある場合の対応でございますけれども、1歳6カ月健診あるいは3歳児健診で、言葉や聴こえの遅れが疑われる子供、こういった方については、健康づくり福祉課が県立聾学校の言語聴覚士を招いて年間5回程度開催しておりますことばと聴こえの相談、こちらにつなげまして、その後訓練が必要な子供については内海病院や土庄中央病院のことばの訓練を紹介させていただき受診をお勧めしております。それから、精神発達の遅れが疑わ

れるお子さんにつきましては、同じく健康づくり福祉課が香川県児童相談所の児童心理司を招きまして年間6回程度開催しておりますこどもの相談につなげまして、継続的な観察が必要なお子さんにつきましてはひまわり福祉会が実施しております親子すくすく教室の相談事業や保育事業でありますとか放課後デイサービスなどを活用していただくとともに、香川県発達障害者支援センターから教育現場のほうに職員を派遣していただきまして、幼稚園や小学校の職員に対する支援方法の指導あるいは保護者に対するカウンセリングをお願いしているところでございます。

5歳児健診の導入後もこうした関係機関との連携を図りながら、できるだけ多くの専門職の知恵をかりまして、発達障害児の療育支援の充実と保護者の皆さんの不安軽減につなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 柴田議員。

4番（柴田初子君） 先日ちょっと伺ったところ、進んでるということで本当に安心をしております。ソーシャルスキルトレーニングというのがあるらしいんですけども、それは何かSSTとかと言われて、子供たちの人づき合いとか、いろんなことを発達障害というか、そういう方のスキルですかね、勉強してトレーニングをやっているSSTというのがあるというのを聞きまして、それとかもしそういうのが見つかったときにはお医者さんによって薬で治していくとか、それぞれ健常者の子も障害を持った子も一人の子供、人間として、温かくそれぞれの才能を伸ばしていくというには周りの人の協力、いろんなところの協力と支援が必要となってくるんだと思いますので、本当にもう早期発見で多くの子供たちを救うというためにも、ぜひぜひこれを前向きに進んでいるということが本当にいいことだと思いますので、私もそういうふうなところと色々な形でお聞きしながら子供たちを見

守っていききたいなと思っております。ありがとうございました。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。午後は1時から再開いたしたいと思えます。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員

3番（大川新也君） それでは、私のほうからまずはジェネリックの積極的な推進はということで、皆さんもご存じのとおり、ジェネリックとは後発医薬品のことであり、物質特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品であるということになっております。

近年、小豆島町でも急にジェネリックが注目されるようになったのは、長引く不況の中、長年の放漫経営による健康保険財政の破綻に直面し、政府が少子・高齢化を迎えての医療費削減を唱え、その一環として薬価の低い後発医薬品に注目したためである。厚生労働省は、これを積極的に推進していくこととし、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標を掲げております。

本町も使用促進のために、被保険者に対し自己負担差額通知書等を発行してはおりますが、私も2カ月に1回通院、調剤薬局で薬をもらっております。当然その通知も来ますが、その通知には少額の表示しかありません。薬1個に対してか、10個に対してかの金額で被保険者が見たところでは余り安くないやというふう

な感じがします。当然私もその考えでございました。ところが先日、たまたま病院のほうで院外処方により調剤薬局でジェネリックを希望したところ、今までの半額に近い薬価で済むということで大変驚きました。実例を申しますと、私が3種類の薬をもらっておりますが、そのうちの1種類1個126円のものが52円というふうな単価でジェネリックでやれるというふうなことを調剤薬局のほうでお話を聞きました。

本町の国民健康保険税は決して安いとは言えないのが現状であります。また、薬の効果や安全性への不安、町内調剤薬局等の問題もあると思います。しかし、被保険者医療費負担の軽減から、また医療保険財政の改善の点からも普及推進にもっと積極的にしてはと思います。

それで、町内でのジェネリック医薬品の使用のシェアはどれぐらいになっているのか。また、今後のジェネリックへの被保険者への呼びかけと申しますか、そのあたりの推進の計画を質問したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 大川議員からジェネリックの積極的な推進をすべきではないかというご質問がありましたが、まことにおっしゃるとおりだと思います。小豆島町のみならず、全国どこの自治体も医療保険財政に苦しんでおります。とりわけ小豆島町というのは、今高齢化率県下1位ですし、それが私が80歳になるころには50%を超えるということで、町民の人の命と健康を守るためにも健康保険財政を健全にしなければいけないと思います。

医療保険財政を健全にするためには2つの方法があって、1つは健康づくりをして医療機関にかかるのをなるべく小さく済ませます。もう一つ目は、医療の無駄をなくすということです。

一番最初の健康づくりについては、オリーブで健康長寿ということで、オリーブを食生活に生かすことで医療の必要性がないようにしていこうという話です。これは、おかげさまで大分町民の間に広まってきています。それから、在宅で例えば公民館に集まって健康づくりをしながら保健師さんの相談をテレビ電話で受け、これもオリーブヘルスケアシステムというようなものが導入されて一步一步前進しております。

2つ目の医療の無駄をどう直すかという話ですね。これについては、大川議員のご指摘のとおり、まことに取り組みが遅れていると思います。ジェネリックを使うということは、ジェネリックというのは安全性も効果も国の専門家が認めているものですから、多分ジェネリックにしてももう本当に例外的なケースを除いてはジェネリックで問題はないと思います。それで、自分がいただいた院外処方箋を見ていただくと、ジェネリックにできる、できないという欄があって、もう特殊な例外を除いてはジェネリックで構わないという趣旨の処方箋が患者さんに手渡されていると思います。

それで、患者の立場から見ると2回チャンスがあるんですね。1つは、お医者さんが処方箋を書くときにジェネリックでしてくださいというのが1つ。2つ目は、処方箋をもらって調剤薬局へ行ったときにジェネリックをお願いします。これ2回チャンスがあるんですけども、多分私の感覚からしてもお医者さんに言うのはなかなか大変かと思うんですけども、調剤薬局ではちゃんと言うべきだし、言ってほしいと思いますし、調剤薬局のほうもジェネリックを使うと少し安くなりますよぐらい言ってもらっていいと思うんですよね。

それで、肝心の質問にあった成績ですね。ジェネリック医薬品の数量シェア、全国平均が約23%、小豆島町は約21%になっています。平成24年度までにシェアを30%以上にするということになってますので、高齢化が進んで1人当たりの医

療費も決して安くなく、保険料も決して安くない、そして一般会計からの繰り入れも7千万円、国の国保会計からの財政調整交付金が2億2千万円、3億円補填をして案外保険料が決して安くないということですので、いかに医療費の無駄をなくすかというのはもうめっちゃめっちゃ大事なことです。この無駄がなくなれば、その分一般会計のいろいろ今日も出ているいろんな分野にその分予算を回せるわけですから、本当に自分自身のためだけじゃなくて、町の財政、いろんな点から見てもジェネリックを推進すべきだというのはまさにそのとおりだと思います。

後ほど担当課長から話があると思いますが、平均値が小豆島町 21%。そこで、内海病院も民間病院も調剤薬局も全部込みで 21%ですね。後ほど、名前を公表しないで担当課長から言ってほしいと思いますが、最も頑張っている調剤薬局は80%ぐらいです。ですから、これはやればできるんですよ。ですから、薬剤師会とか医師会とか医療機関に対してもっともっと厳しくというか丁寧をお願いをしますし、町民の方にもぜひご協力をいただければと思います。以上です。

担当課長から補足説明をします。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 先ほど町長が申されましたお話でございます。ジェネリック医薬品の推進につきましては、調剤薬局のほうで積極的に進めていただくことは大きな推進になると思います。町内の薬局におきましても、それぞれその取り組み方が違うようでございますが、具体名で申し上げて何でございますけれども、大石調剤薬局さんなんかは非常に高い数値でのジェネリックに取り組んでいただいております。そういったことを含めまして今後の普及でありますけれども、保険者として被保険者皆さんに理解をしていただくのはもちろんでございます。また、現在お配りをしております希望カードというのがございます。これも診察券と

ともに提出するとか、調剤薬局で提示するなり、有効に活用していただいて、ジェネリックの普及推進にご協力いただこうと思っております。なお、早速でありますけども広報2月号になります、ジェネリック推進の記事を掲載して普及に努めていきたいと考えています。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 数字的にはそういうようなところですけど、先ほど町長が申しましたように2つのチャンスがあると。私もそれを経験しております。しかし、今の現状、特にこれ私内海病院にかかっております。担当の先生にジェネリックでいけますかというふうなことも言います。そのときには、先生はオーケーと、いけますよということで、内海病院の実際の話しますと先生方が調剤薬局用の薬のレセプトいうんですか、それをくれます。それは、内海病院の体制ではファクスで調剤薬局に送っていただけてます、会計の前に。ファクスを送ったときに、何の表示もなってないんですね、調剤のその薬局へ行くファクスの中に。薬局へ行ったらそのファクスが先に届いてますから、もう通常の薬でくれるんです。このあたりの制度、先日は私病院の前の薬局へ行ったときにいろいろお話を聞いたときに、まずは先生に言うて先生の表示はどこにあるんですかと言いますと、先生の調剤処方箋の中に先生の欄に判を押してるか、押してないだけの判断で、ジェネリック剤いけるか、いけないかが薬局にとったら判断できるんですというようなことで、もう一回のチャンス、薬局へ行って私が言うのはファクスが届いてますので薬局はその薬でまずはもう調剤してでき上がっておるんです。それを言ってまたジェネリックに変えてもらったんですけど、そういうような手続がすごい不便なんですね。そのあたりをやはりもう少し、特に内海病院、町立の病院ですから、もっと指導してジェネリックの判を押すとか、そういうようなことでファクスで薬局への送達をどのようにか

工夫をして、ジェネリックを推進すると。

余りジェネリック、ジェネリック言いますと、薬局のほうも難しい問題も出てくると思うんですけど、今町長申しましたように、やはり財政的に考えて特にジェネリックに切りかえたら町の負担、被保険者の患者さんの負担も多分助かると思うんですね。一番大事な問題だと思いますので、そのあたりの内海病院の体制といえますか、そんなところをもう少しお聞きしたいなと。やっぱりわかりやすいように、患者さんにわかりやすいような表示でジェネリックに簡単に換えられるような方法は何か考えられないものか、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） そのとおりだと思いますので、内海病院の窓口、受付の窓口でジェネリックにすることができること、ちゃんと意思を確認した上でファクスをするように徹底します。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） よろしくお願ひします。本当にこれ大きな問題だと思いますので、これから高齢化になると思います。特に病院通い二月に1回、一月に1回、病院へ診察に行つて薬をもらう高齢者の方、すごく今から増えてきますので、その方が全てジェネリックに変えるとかなり大きな費用の削減にはなると思いますので、これは重要なことだと思います。ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、昨年12月より始めましたご当地ナンバー、オリジナルナンバーと申しますか、あります。しかし、町内を走る、特に原付はいまだに旧プレートがすごく多いです。新しいプレートに変わつてゐる原付なんか二輪車にとっては、まれにしか見ることができません。せつかく昨年県下先立って行つたこの事業、スタート

はよかったと思いますけど、その後全然普及されていないというようなことで、先日、けさの特別委員会でも私税務課のほうに質問をしましたが、ただ単に一過性で終わってしまっているのではないかと。せっかくああいうようなデザインのすっきりとしたデザインで、町内の原付また対象車が全てこのナンバーに変えれると、外から来た観光客等もあつこのナンバーは変わってるなということで、やはり愛着を感じるような気もいたします。

しかし、担当課に聞きますとナンバーに添付されている自賠責保険のシールの問題で保険会社との関係もありましてなかなか難しいというようなことはお聞きをしましたが、その問題に関してはかなりクリアできる点が多々あると思いますので、もっともっと普及をして小豆島町の全ての車をご当地ナンバーに変えれるように、町民挙げてそういなことをやっていかななくてはならないし、町のほうももっともっと積極的な推進といいますか、普及に力を入れていただきたいと思いますが、そのあたりを質問したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご当地ナンバープレートのご質問ですが、ご指摘のとおりだと思います。昨年の12月から始めて、ことしの4月からは全車種が対象になっています。これの導入までのプロセスとか、導入後新聞などでも大きく取り上げられまして、小豆島町のPRには非常によくなったと、いい機会になったと思いますけれども、確かにその後の努力という点で不十分ではないかと思ひますし、今お聞きしても越えられないような課題ではないと思ひますので、何とか課題を克服して宣伝に努めていきたいと思ひます。

詳細は担当課長が説明します。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中の町内交付対象車種、台数はということでございますが、11月末の現在での登録台数で申しますと、50 cc以下の白色ナンバーは2,047台、90 ccまでの黄色ナンバーは234台、125 ccまでの桃色ナンバーは169台、ミニカーの空色ナンバーは46台、農耕用やフォークリフト等の緑色ナンバーが292台で合計は2,788台となっております。この交付対象2,788台に対しまして新ナンバープレートの装着台数は現在のところ187台でございまして、車種全体の普及率は6.7%となっております。交付から1年を経過し、交付枚数が一番多い白ナンバーの装着台数は146台で装着率が7.0%となっております。

現在のところ、登録時のナンバープレートの選択は旧ナンバープレートと新ナンバープレートの両方のプレートから選択ができますが、新規登録者の新ナンバープレート選択率は83.1%と高い水準を保っております。また、旧ナンバープレートから新ナンバープレートへの交換件数も白色ナンバーで29件、全車種では44件ございました。新プレートの月別発行数でもコンスタントに発行されておりますので、徐々にではありますが確実に普及率は上昇をしております。しかしながら、普及率が急激な伸びを見せない原因といたしまして、個人の方が現在装着しているナンバープレートを新ナンバープレートへ交換しようとする方が少ない点にあると考えております。その原因といたしまして、ご質問の中にもありましたように自賠責保険の車種、車体変更等の手続をするのが煩わしいということが問題でもあります。また、旧プレートのままで何ら支障がないからとかいう方もおられますし、また既につけているプレートの番号への愛着があるからといった意見を窓口でも耳にいたします。

個人の方の新ナンバープレートへの交換件数を伸ばすための推進策といたしましては、周知の徹底を図ることが得策と考えまして、まず1月号の広報に無料で交換ができることを強調した新ナンバープレートについての記事を掲載いたします。加えて、この情報が恒常的に見られるように町のホームページへの掲載も必要と考えまして、これについても今月中にアップしたいと考えております。

新ナンバープレートに変える、変えないといったところは、最終的には個人の選択によるものでございますが、新しいナンバープレートがあることを知らなかったという人がいないように、これまで以上に周知をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 普及率が6.7%ではちょっと首かしげますね。やはりそれは当然個人の自由で新しいのに変えないというのは自由ですけど、せっかくすばらしいナンバーができたんですから、各モータース屋さん等に声をかけていきなり、2,788台あるんですから、それが全て新しいナンバープレートに変わりますと、町を走る車はそのナンバープレート、やっぱりあっ小豆島町らしいなというふうな、そういうなのは、本当にPRできると思います。やはり町民意識を持ってそういうようなことをもっともっと役場のほうで、税務課のほうでPRしていくということは大事なことだと思いますので。

もう一点、私も保険のほうのナンバーのステッカーの仕事もしております。簡単に何軒かのモータース屋さんにもお聞きしましたが、ステッカーの破損等で再交付はすぐにできるという話で、私も昔農協でそういうようなことをしておりました。何年も先の、今原付にとりましたら5年間の自賠の期間があります。その途中でステッカー、ナンバーを変えらるとなりますと、そのステッカーはステッカーの破損で

再交付すぐにできます。農協を例にとりますと、5年先の今月中は12月ですよね。

5年先のステッカー、3年先のステッカー全て準備しておりますので、1日、2日で十分に対応できると思いますので、各モーター屋さんもそういうような損保さんからの代理店になっておりますが、そういうことも十分できます。即日でも交付できますというような話も聞いております。

私も実際に5年の自賠責の期日が来ましたので、先日ステッカーを新しいのを交付いただき、もらうと同時に、町の税務課のほうに行きまして新しいナンバーに変えました。自分でナンバー外して持っていきましたが無料で交換してくれるというようなことで、もっともっとこれPRしていきますと、もっと普及するんじゃないかと思っておりますので、ぜひ皆さん、執行部の皆さんも自分の単車、自分の車にぜひナンバー皆さん変えてますか、変えましょう。ぜひ我が身から変えていこうというようなことで、いろんなところにも呼びかけて私もいきたいと思っておりますので、ぜひこの普及推進やっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上終わります。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私は、3点について伺います。

まず、最初の質問です。子ども文庫、遊び場併設の確保や簡単な遊具設置で遊べる広場をぜひつくってほしいという声に対して質問をします。

池田本町にある子ども文庫、遊び場がなくなるという問題で、子供たちや保護者は不安と困惑を隠せません。子供たちにとって仲間と交流できる唯一の環境であり、それが今ある子ども文庫や遊び場です。これがなくなれば子供らの行き場がなくなります。町長は、子供らの悲しむ顔が想像できますか。今ある施設同等の確保をす

べきですが、いかがですか。

また、内海地域においても簡単な遊具のある子供らが遊べる広場を求める保護者たちの要望があります。植松馬場に1カ所だけありますが、他の地域にも子供らにとっては健やかに成長できる環境の確保が必要だと思っておりますが、いかがですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、子ども文庫についてですけれども、新病院の建設に伴いまして来年度中に建物が取り壊される予定になっております。現在の旧池田幼稚園跡に移転する以前のイマージュセンターに戻す予定で準備を進めております。

子ども文庫の遊具につきましては、園児用の遊具であることに加え、老朽化が著しいということで移設は難しいと考えております。新たに設置する場合には専用の広場を確保する必要がありますので、今後イマージュセンター周辺の用地の利用状況や地域の皆様のご意見を参考にして検討をしていきたいと考えております。

次に、内海地区の簡単な遊具がある遊び場確保についてですけれども、町内で簡単な遊具が設置されている遊び場で、地域の子供たちが常時利用できる形態のものは26カ所あります。うち内海地区に16カ所、管理者は町指定管理者、地元自治会などさまざまで、ご質問の中にありました植松は地元自治会が設置、管理しているものでございます。地区別でも見ても旧小学校区の西村、草壁、安田、苗羽、坂手、福田の各地区に点在をしております。

また、これらのほかに各小学校も放課後は地域の子供の遊び場としてご利用をいただいておりますし、都会と違って海、山に囲まれた小豆島は全体が子供たちの遊び場とも言えます。自然の中でみずから遊びを見つけられる環境も整っていると思います。こうしたことから、現時点で内海地区で新たに遊具のある遊び場を整備する計画はありませんが、今後の公共施設整備の中で必要に応じて検討していきたい

と思います。

また、子育て共育課で行っております子育て応援モデル事業の対象メニューに遊具設置に対する補助を計画しております。詳細は担当課長に答弁をさせます。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（大江正彦君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

町の基本的な考え方は町長が申し上げたとおりでございます。町全体としては遊具のある子供の遊び場が相当数ございますし、自然の中で子供たちがみずから考えて工夫して遊ぶと、こういったことも育ちにとっては非常に大切なことだと考えております。

ただ一方で、就学前の幼児の場合、保護者が目を離せないということですので、一部の自治会からも身近な場所で小さな子供が遊べるような簡単な遊具を設置できないかといったご要望もいただいております。このため、来年度から子育て応援モデル事業の対象メニューを拡充いたしまして、地元自治会で用地をご用意いただいて遊具の設置、管理を行っていただくということを条件に、遊具設置に対する補助を計画しております。補助額の上限は50万円を予定しておりますので、大型遊具の設置は難しいと思いますけれども、幼児が遊べる程度の簡単な小型遊具であれば2基から3基程度の設置が可能かと思っておりますので、この制度をご利用いただければと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 今の子ども文庫、遊び場には、子供ら低学年も高学年も含めて、授業が早く終わった場合、その日の部活もない、練習がない場合には40人ぐらいの子供らが室内とか、本を読んだりとか、外での遊びなんかをしているよ

うです。やっぱりこういう遊具も設置し、子ども文庫もあるという中で、子供ら同士の人間関係をうまく築いていく環境にあるというふうに思っております。

そういう点からも、町長はイメージにとりあえず考えてると。子ども文庫、本そのものは収容できるかもわかりませんが、あれはあくまでも公民館であり、いろんな事業があり、そういう中で子供たちが心置きなく出入りできるかというふうな環境であるかとなれば、それはちょっと違うというふうに思います。まして、隣接する砂地がありますが、いろんな行事で子供らも制限のある中で遊ばなければならないというふうな状況ですから、今の同等の用地を、これは地元を用意してもらったらいいというふうな課長の答弁でしたが、それを地元に一方向的に投げかけるのではなくて、やはり病院の建設に伴って子供らがそういう場を失うわけですから、町も責任持ってそこをちゃんとやるべきと。50万円の補助があるからそれに乗っかってやりなさいという短絡的な解決だけではいけないというふうに思いますが、今後の取り組みについて、さらに今はイメージ周りの状況で私はいいと思えないので、その点について執行部としてはそれでいくしかないというふうにお考えなんでしょうか。今後要望も聞かれというふうなことでしたが、どこまで町のほうが吸い上げている状況があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（大江正彦君） 村上議員さんのお話は、ちょっと混同してるかと思うんですけども、まずは子育て応援モデル事業で50万円の助成をさせていただくという話は、子ども文庫の遊具設置とは別の話でございます。子ども文庫の遊具の設置については、町長申し上げましたように、イメージセンターに限らずイメージセンター周辺の用地の利用状況とか地域の皆さんのご意見を伺って、これから検討していくということでございますので、あくまで別個のものでござい

すので、イメージセンターの周辺の用地と地元の皆さんの意見をこれから聞いていくということでございます。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） ほかの事業というふうなことで今言われました。私自身のこの質問の答弁に今は関係がない、逆に関係がないような事業もやりますよというふうにおっしゃったというふうに私は理解してますので、そういう中でちょっと私も混同したかなというふうに思ってます。

今後、早急にどういう形で地元との話を詰めていかれるのか、その進め方の工程といたしますか、それをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） 村上議員さんのご質問の遊具だけにかかわらず全ての子ども文庫の本の扱い、ビデオの扱い等についてもでございますけども、従来もともとイメージセンターのほうで置いておったものが、幼稚園のほうがあいたということでそちらに本等も移したわけございまして、面積的に数年前から非常に広い場所で確保ができるようになりましたので、図書館からの本も従来のイメージセンターにあったものより非常にたくさん移しております。

地域と相談するというところでございますけども、その遊具だけの問題にかかわらず、本とかビデオ、DVDについても全てのものをイメージに全くそのまま移すのは不可能でございますので、その移す分量等につきましても当然まずは公民館の館長さん初め、公民館関係の皆さん、それから池田地区の特に自治会の皆さん等々とお話を詰めさせていただいた中で、本を移動する量につきましても、またイメージ周辺土地の利用、舗装のしてないところがございます。そこをイベント等の

ときに駐車場に使ったり、つい最近は夏祭り等もしておりますので、仮に遊具等を置くとしてもある程度今の子ども文庫と同じだけの面積だと、恐らく 100 坪ぐらいは占有しなくてはならないと思いますので、なかなか今の状況でそれも無理だと思います。イマージュセンターの裏の舗装している部分についても、今はマイクロバスの置き場になっておりますけども、中学校統合した場合に果たしてそれがそのままの利用ができるかどうかは今のところはっきりいたしません。また、その向こうにコンテナの倉庫を 10 棟以上置いておりますけども、それもいろいろ使っておるものや使っていないものたくさんありますので、遊具だけにかかわらずそれら全部総合的に公民館の役員の方とか池田地区の自治会の皆さんと相談してからになりますので、できることなれば村上議員さんがおっしゃるように子供の遊具を置きたいところでございますけども、その辺総合的に考えて対処させていただきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11 番（村上久美君） 今回の病院の問題で子供たちのそういう環境が失われるというふうなことなので非常に残念です。町がこういうことについてはちゃんとあわせて責任を持って対応すべきだというふうに思いますので、それを強く求めておきます。

次に、移ります。

2 問目です。高齢者、障害者がよりよい生活をするために最善の交通手段の確保を求めるということで質問します。

高齢者、障害者にとって現在の路線バスでは自宅からバス停が遠いとか、減便等のために病院や買い物などに支障や不便さがあり、新たな交通手段の確保をすべきだと思いますが、いかがですか。

1つは、デマンドタクシーの運行とか、タクシーチケットの支給方法というのがあります。これについては、旧池田町においてもタクシーのチケットを支給した、そういう実績もあります。これらの複数の事業を行うなり、いろんな方法で総合的にこれを実施すべきではないかというふうに考えますので、その点について町のお考えを伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 高齢者、障害者の交通手段の確保について、私は村上議員と全く同じ立場です。

私が就任する前に、皆さん方で大変苦勞して小豆島オーリーブバスというのを設立して路線の確保をしているという事情があることは重々承知しますけれども、私も母親がそうであったように障害者、高齢者の自由に移動できる手段が絶対に必要だと思って、事務スタッフあるいは関係の方に何とかしてほしいと言い続けております。一日も早くそうできることをしなければいけないと思っております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 町長も切実に思って感じておられるということで、具体的にどのようなプロセスをつくっていかれようとしているのが、ちょっと今の答弁ではわかりにくいんです。

例えば、綾川町の場合はデマンドタクシーを実験運行しております。本町においても具体的にその路線バスとの競合もありながら、これはあくまでもバス停と自宅の距離があるということで、このデマンドタクシーも必要だと思うし、あるいはタクシーチケットの支給も必要ではないかと思えます。

いずれにしても、一度町として運行を行うという、そういう実験運行をすべきだ

と思うんですが、その点についてはどのように考えておられますか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） デマンドタクシーの運行につきましては、以前、片城、草壁地区で運行した経緯がございます。そのときには余り乗車率がよくはなかったんですけれども、それはそういった路線の結果ではございますので、またこれは森議員さんの質問にもお答えしましたけれども、新病院の建設に伴いまして町全体、島全体で交通体系を今後検討していかなければなりませんので、その中でまたデマンドバスであるとかタクシーチケット、特にデマンドバス、デマンドタクシーについては村上議員さんおっしゃったように実証実験をまずやってみて、その辺でまた利用というようなことも、それも検討の課題にはなろうかと思っておりますので、その辺新病院の建設を見据えて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番(村上久美君) となりますと、そんなに遅くない時期だと思うんですが、具体的な方向性というものはどうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） ですから、方向性としましては町長申しましたように、そういった高齢者や障害者に便利な交通手段を確保しなければならないというような方向性だと思います。ただ、その手段としてはいろいろなものがございしますので、それは今から検討させていただきたいということでございます。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） タクシーチケットの支給については、過去旧町でもやったことがあるんですけど、仮にデマンドを活用しなくて、いろんな不便さもあるというふうな指摘もあります。一々予約しないといけないとか、取り消すこともしないといけないとか。タクシーチケットについての施策については、取り入れるという考え方はどうなんでしょうか。考えておりますでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） ですから、その辺もデマンドタクシー等の運行も一つの手段でございますし、またタクシーチケットにつきましては県下市町の状況を見ましても、ほとんどが障害者を対象としたものでございますし、枚数にも限度がございます。年間で少ないところでしたら、例えば15枚とかということで、月に1往復ぐらいというようなところが現状でございますので、単純にタクシーチケットが万全かということそういうものでもございませんので、いろいろな手段を今後検討していきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 次に移ります。

3番目です。法的根拠のない不公正な同和事業を終結させて、当たり前の行政、教育をとということで質問します。

同和事業を終結させるには、憲法が保障する基本的人権の概念を明確に共有認識する必要があります。憲法は、日本の最高法規として98条に、基本的人権の享有は11条に、憲法尊重擁護の義務は99条に明記されており、国家権力、社会的権力、

社会的強者が国民に守るべき概念として基本であるということでもあります。憲法14条は、全て国民は法の下に平等であり、基本的人権の土台は自由権、平等権がうたわれているにもかかわらず、行政はこの崇高な理念に人権、同和、差別と偏狭な理屈を押しつける同和教育を推進するなどの行政姿勢に固執しています。

香川県が行った同和問題意識調査報告書では、同和地区の生活水準について、一般地区よりかなりよいと一般地区より少しよいが21.9%、一般地区と同じが35.0%とあり、県民の意識としては一般地区と大差がない認識をあらわしています。

1986年の意見具申は、地域改善対策の今日的課題として解決を阻害させる新しい要因について、第1は行政の主体性の欠如。第2は、同和関係者の自立、向上の精神の涵養の視点の軽視。第3は、えせ同和行為の横行、民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する同和問題は怖い問題であり避けたほうがよいとの意識発生は、この問題に対する新たな差別を生む要因となっているが、同時にまたえせ同和行為の横行の背景となっている。第4は、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向であると指摘しています。

また、2001年には総務省大臣官房地域改善対策室通達の今後の同和行政についてが出されましたが、このような視点や見解、到達点を県、市長、行政側は徹底的に無視し、根拠法である特別法が失効する歴史的な転換点を迎えたにもかかわらず、本町議会の質問においては町長は差別がある以上、同和事業は続けると答弁。不公正な同和行政を進めてきた実態を総括できないため、リセットして対応できない行政側の主体性欠如の問題、運動団体との不適切な対応の問題があります。

同和問題の解決は、特別扱い、優遇する行政みずからの姿勢を正すことによって同和事業を終結させることができるのではないですか。法的根拠のない不公正な同和事業を終結させ、当たり前行政、教育の実施を求めるものです。以上質問します。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 村上議員の質問にお答えします。

法的根拠のない不公正な同和事業を終結させ、当たり前の行政、教育をというご質問でありましたが、香川県においても昭和 44 年から継続して行ってまいりました同和対策事業は、県単独事業を含めて平成 18 年度末をもって一部を残して一般対策へ移行もしくは廃止をされております、しかし、法律が失効しても同和問題の根本的な解決を意味するものではなく、本町においても依然として教育や就労の面で自立が困難な憂慮すべき状況にあります。同和問題を初めとする人権課題の中で、部落差別問題は日本社会にとって差別する側、差別される側の双方にとって大変不幸な大きな問題と認識をしております。

一日も早い部落差別の解消には、対象地区住民が経済的にも自立し、低位な実態から脱却することが重要であり、特別扱いや優遇をする行政がみずから姿勢を正すことによって同和事業を終結させることができるのではないかとのご指摘ですが、実態としては同和問題や部落差別が憂慮すべき状況にある限り、その解消のために必要な施策を実施することは行政の責任であると考えております。

担当課長から詳細を説明いたします。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（坂本勇治君） 村上議員さんのご質問につきましては、4 点あるかと思えます。

まず、第 1 点につきましては法的根拠、第 2 点につきましては同和問題意識調査報告書、第 3 点に対しましては地域改善対策協議会の意見具申、それと 2001 年の総務省大臣官房地域改善対策室通達の 4 点かと思えます。

まず初めに、法的根拠ですけれども、ご存じかと思えますけれども、同和対策事業が始まりましたのは明治4年の解放令から始まったところに歴史的には見ております。その後水平社宣言等を迎えます、終戦後日本国憲法が制定されております。日本国憲法の中に村上議員さんも98条、11条、14条を明記されておりますけれども14条の後段のところにあります、全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないという条項の内容が明記されております。このことに関しまして、それとあわせまして第13条に幸福追求権、全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とするというふうに明記されております。その点において、差別がある限りということに関しての言葉に関しては、法律上の異論はないと思えます。

それと、現在の法律に関しましては確かに特別対策法という法律はなくなりましたけれども、特別対策法というのはもちろん同和事業に対してだけの特別対策ではありません。例えば具体的に申しますと、障害者雇用促進法によりましたら、公共団体等は障害者は何名採用しなければいけないであるとか、それから男女雇用均等法によりまして女性の管理職何名登用しなければいけないというような形がありますので、特別対策というのが全て同和対策というような形ではないということをご理解いただきたいと思えます。

それとあわせまして現在法律としましては、平成13年度、平成14年3月をもって特別対策を終了いたしましたんですけれども、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが平成12年12月6日公布によりまして同日施行を行っております。この中で目的として、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の

擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とするということが第1条の目的に掲げられております。こういう法律的根拠に基づきまして特別対策ではありませんけれども、一般法律の中で運用されていることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、第2点の同和問題意識調査ですけれども、この件に関しましては香川県が2000年(平成12年)12月1日に、15歳以上の県民3,700人を対象に郵送方式で行われ、回収率65.5%であった同和問題に関する県民意識調査の中での結果だと認識しております。この調査は、香川県がほぼ5年置きに同様の調査を行っており、部落問題の啓発を進める参考資料として調査を行ってきたものです。

本町におきましても、2006年(平成18年)3月21日に旧池田町、内海町の合併によりまして小豆島町が発足いたしましたけれども、小豆島町人権を擁護する条例に基づきまして、全ての町民が幸せな生活を営むことができるようにさまざまな行政施策を実施しておりますが、その一環として同和対策事業につきましてはその効果を測定するとともに、今後の事業の参考にするために同和地区実態調査を実施いたしました。調査時期は、2006年、合併した同じ年ですけれども、6月1日に、調査方法は調査内容のこともあり町職員が直接面接方式により実施いたしました。調査の対象世帯数に対しまして回収率は94.9%でした。

この中で、就労の状況の中に、常雇の割合が平成17年国勢調査、香川県平均ですけれども、香川県平均が65.7%に対して45.0%と大幅に低く、臨時雇い、日雇いの割合が極めて大きく就労状況が不安定な人が多いということがその段階で示されております。この点からも安定した生活を営むためには、安定した就労が非常に重要であるということが思われます。

続きまして、収入についてですが、先ほど香川県平均は、県平均で申しますけれ

ども年収 249 万円以下の世帯が 45.2%に對しまして、この調査によりますと 73.4%と約 28%以上高く、年収 249 万円以下の世帯が占めておりました。反対に年収 600 万円以上の世帯につきましては、県平均では 15.4%に對しまして 0.8%となっており、収入においては格差は極めて顕著にあらわれております。原因の大きな要因としましては、不安定な就労状況にあると思われまます。

そのほか、転職希望等につきましての調査もいたしました。その理由として、転職希望される方は正規の職員、従業員として雇われたいという理由が 95.7%で、転職希望者のほとんどを占めておりました。前回平成 12 年に行いました同様の調査の中では 58.5%であったものから見ますと、ほぼ 2 倍の方が正規の職員、従業員として雇われたいという転職希望の方が多いた状況が見られます。

次に、経済状況の点ですけれども、同じくその調査の中で住民税所得割課税世帯が 33.6%と最もその割合多くなっております。前回調査では 24.0%で約 10%増加しております。これに伴いまして、住民税均等割世帯であるとか、住民税非課税世帯の割合が前回調査より約 3 分の 1 であるとか、約 9 ポイント、それぞれ減少しております。

しかしながら、生活保護世帯は今回 31.4%、前回調査が 27%ですので、約 4 %増加いたしております。

この調査内容からも、2000 年に香川県が実施した同和問題に関する県民意識調査の内容と私どもが行いました同和地区の生活水準については、一般地区よりかなりよい、一般地区より少しよいの 21.9%、一般地区と同じ 35.0%というのは、これは県の意識調査ですけれども、この小豆島町の実態とはかなりかけ離れているのではないかとわざるを得ないと思いたます。

次に、1986 年に出されております意見具申の中で出ておりました、内閣に出されました意見具申ですけれども、その中で 4 点出ておりますけれども、本町におき

ましては以前の同和対策特別措置法から考えまして、昭和 44 年に同和対策事業特別措置法が制定され、10 年間の時限立法でした。それが昭和 54 年に 3 年間の延長を受け踏まえまして廃案になり、昭和 57 年に地域改善対策特別措置法が 5 年間の時限で行われました。

(11 番村上久美君「議長、答弁が長いです」と呼ぶ)

一応、お聞きになっていただきたいと思います。

一応、4 点について説明申し上げます。

(11 番村上久美君「軽くね」と呼ぶ)

続きまして、先ほど申しましたように事業が国としては 82 事業に絞られております。そういう形でまたさらに 5 年間の延長を迎えましたときにも 55 事業。それから、さらに 5 年間の延長で 45 事業という形で、国も改善を見た事業に対しまして対象事業を落としております。また、本町におきましてもそういう国の制度に合わせて事業を縮小いたしております。

(11 番村上久美君「議長、長いです」と呼ぶ)

そしたら、最後の意識調査の件だけ申し上げまして、一応終了させていただきたいと思います。

先ほど町長申しましたように 33 年間にわたります同和対策事業は、平成 14 年 3 月末をもって終了いたしましたけれども、本町におきましても 2011 年 7 月に小豆島町人権同和問題意識調査をいたしております。この中でどのような部落差別が起きているかという問いに対しまして、結婚のときに周囲が反対するが 81.1%、その前年ですけれども、前々年に県政世論調査が行っております、同じ内容で 64.4%、

比較すると約 17 ポイント小豆島町での住民の意識の中に部落問題の発生は、結婚のときに反対されるという意識が強くなっております。

次に、就職、職場で差別、不利な扱いをするが 47.9%、県調査では 21.2%となっており、約 2 倍となっております。

このように学校で人権、同和教育が続けられてきている中で、差別を敏感に感じる力が強くなってる関係でそうなってきたらと思うられます。このように、学校教育を卒業される子供さんに対しましても、香川県では公平な採用が行われるように高校卒業者に対しまして全国统一応募用紙による提出を進めながら、同和問題、部落問題の解決を進めているところでございます。以上でこれで終わります。

議長（秋長正幸君） この質問と答弁についても、質問も結構中身が箇条書きのきちっと整理ができてないと。その中での答弁。しかし、答弁のほうももう少し簡潔にお願いをしたいと、これでございます。

それじゃ、次。村上議員。

11 番（村上久美君） 質問が長いいうて、失礼な。議長どっちや。どっちの立場ですか。

必要がない答弁までだらだらと 35 分経過でしょ。何かすごい答弁、執行部の意図的な要素がもう見え見えです、質問させないように。

議長（秋長正幸君） 今言うことを早くさばいて、次のこと言ってください。

11 番（村上久美君） 要は、2001 年のこの通達に沿って、町はこの内容については知っておいでると思うんですけども、特別対策を終了して一般対策に移行するということが出されております。終了ということにその理由は書かれております。これはどなたでも情報は手に入るものです。特別対策というのは本来時限的なもの

なんですね。これは制定され三十数年なんですよ。そういう流れの中で差別を解消する有効な措置とは言えないというふうにうたってるんですね。特に、人口移動が激しい中で、そういう限定した施策を続けることは大変困難だというふうなことも指摘しています。地方単独事業の見直しについても、こういう有効期限が到来した中での大きな転換期であるので、地方の単独事業も見直しをさらに強く求められるというふうに指摘されてますが、本町においてはさらにこの内容を無視して、質問にも言いましたが全く無視して、さらにこれを続けていくというふうな答弁しかありません。行政がやっぱりそれを執行することによって、さらに差別を助長しているというふうに思いませんか。有効な施策だと到底思えませんけど。法は、終了してるわけですから、それに沿って行政も沿って行うべきです。

団体に対してどうなんですか。決算報告いただきましたが、それも曖昧な状況になっています。預金のほうに入ってるわけですが、この報告の中にも受取利息も計上されていないとか、ブロックの負担金についても不明確な問題があります。こういうことを行政がやっていくこと自身がおかしいんです。南の地区の自治会の方も言ってました。行政がやめると言ったらそのような対応をすると、そういう考え方になるというふうなことも聞いております。やっぱり主体は行政に問題があるというふうに思います。終了して何年これからまだ続ける考えか伺います。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） お答えをいたします。

同和問題を同和対策特別事業でやっとなではありません。同和問題を人権の視点で捉えて必要な施策を行うというのが今の人権対策課の基本でございます。先ほど課長が言いましたように、平成 21 年度の香川県の県政世論調査、昨年行われまし

た本町の人権同和問題意識調査の結果を見ましても、課長が言うたとおり、明らかに差別について意識は高いです。どういったところで差別を感じるかというのは、先ほど言うたように、結婚あるいは就職、そういうところが非常に高くなっております。こういった人権問題、大もとは憲法第 13 条の幸福追求権だと思いますが、こういう就職あるいは結婚という、この幸せを追求したい、幸せになりたいというところが阻害をされておるわけですから、そういったところに対する啓発、これはしっかりとやっていかにかいにかんということでございます。ですから、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として取り組んでおりますが、啓発につきましては同和問題を重要な柱としておると、こういうことでございますので、余り極論を言われないようにお願いします。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11 番（村上久美君） 幸福追求権については、高齢者にとっても小学生にとっても同じです。

（副町長竹内章介君「同じです」と呼ぶ）

同じです。はい。どの差別も同じです。

（副町長竹内章介君「そうです」と呼ぶ）

はい。ですから、そのことだけに同和地区だけにそれをいかにも適用しているような言い方はやはりおかしいです。そのための人権でやってるいうけども、実際にはそうではないですよ。実際の施策はそうではないです。特定の団体に対してお金出してるのも別枠ですから。平等にやるべきです、それは。そういうふうなことを行政が続けていくのであれば、住民の人たちには理解してもらえないと、行政に対

するやり方理解してもらえないというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、3点についてお尋ねをいたします。

まず、来年度予算編成についての町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

来年度予算編成についての基本的な方針と、それから重点はどのようにお考えでしょうか。特に、福祉、教育、子育て支援のさらなる充実が必要だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

また、特に子育て支援策として、子供の医療費無料化年齢引き上げを求めます。子供の医療費無料化年齢引き上げについては、町長はことし3月議会での私の質問に対して、私自身その施策は必要ないとは考えておりません。乳幼児医療費の助成が子育て支援に効果があるという事例があるのであれば、それはよく子どもも勉強して必要ならばそれは今後の課題として取り組みたいと答弁をされました。厚生労働省の資料、これは2011年4月現在ですけれども、によりますと、現在全国全ての市町村で実施され、入院では中学卒業までの無料化が過半数51.6%に上ります。小学校卒業は20.8%、就学前までは19.7%と続いています。通院を無料化しているのは、中学卒業までが655自治体、37.5%で、就学前までの622自治体を上回っています。香川県でもまんのう町が16歳未満まで、善通寺市、観音寺市、三豊市が15歳までなどとなっております。病気の重症化を防ぐ、これまで我慢していたのが気軽に受診できるようになったなどの声もあります。病気の早期発見、早期治療のためにも子供の心身の健全な発達を促すためにも、いつでもどこでも医療費の心配なく安心して医療が受けられることは、子育て支援として十分に効果がある

ものだと考えます。来年度の年齢引き上げ実施を求めますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 25年度予算編成は、私にとりましても3度目の予算編成になるかと思いますが、いろんな課題がありますので、限られた財源の中でやるべきことはやろうと思っております。

ご質問は要するに医療費無料化年齢引き上げが来年度予算でどうなるかということだろうと理解をしてお答え申し上げますが、子供の医療費無料化の年齢の引き上げはできることならそうしたほうがいいと私もずっと思っていますが、要は優先順位の問題と医療費というものはでき得るならば県下統一で対応したほうがいいのではないのかというのが私の基本的なスタンスであります。そういう観点から、もり上がらないですけど、香川県下の町の総意で香川県知事に対して県の施策として医療費無料化の年齢の引き上げを要望しておりますので、まずはできれば県のほうで対応をしていただきたいと考えているところでありますが、子育て、子育ての関係は行うべくことは山ほどありますので優先順位をどうするかというのがありますので、予算編成までにいろんな議論をしていただき、いろんな意見を聞きながら結論を得たいと思っております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町長は今、できることならやりたいけれども優先順位があるということなんですけれども、子育て支援ということで先ほども言いましたように、全国でも、また県下でも、小豆島町より進んでいるところがたくさんあるわけなんです。子育て支援に力を入れている小豆島町として当然やるべきではないかと考えます。その次善の策として一気に無理だとおっしゃるなら、最初は入院

の医療費だけでも年齢を引き上げていくとか、もちろん県やら国への要望は私たちがもいたしますし、町としてもしていただきたいんですけれども、子育て支援に力を入れている町としてのそういう姿勢を町民に見せるべきではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 答弁なし。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 優先順位をつけて検討するということですので、段階的な実施も含めてぜひ検討お願いしたいと思います。

次に行きます。

食育の取り組み強化をとということです。

平成22年に健康増進計画、食育推進計画ということで、小豆島町にこにこプラン21が策定されました。町民の健康づくりが進められています。この中で、特に食育についての取り組み状況、達成状況がどうなっているのかお尋ねをいたします。

もともと、この小豆島町にこにこプラン21というのは、旧池田町の健康増進計画、池田町にこにこプラン21に基づいて平成9年に策定された健康増進計画があるんですね、これですけれども。その計画期間が21年度に終了する際に計画の見直しを検討されて、そのときに食育推進計画をあわせて策定したのが22年策定のこちらの計画です。この中には、タイトルは最初は健康増進計画だけだったのが、食育推進計画も含まれるようになってるんですけど、中身を見ますと食育推進についてという一項目は入っていますけれども、どうもその健康増進計画につけ足したように思われます。

食育基本法の中では、食育を1つ目に生きる上での基本であって知育、徳育、体育の基礎となるべきもの。2つ目にさまざまな体験、経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけています。この位置づけに照らしても、本町の食育推進計画というのはちょっと不十分な中身ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

新たに、オリーブによる健康長寿の島づくりというのが打ち出されて、取り組みが進められております。その中で、その考えも取り込んだ単独の食育推進計画の策定を行って、さらに食育の取り組みを強化すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ただいまの鍋谷議員の提案、私全く同意見です。今、オリーブを使って食育というのを学校とか婦人会とか食会とか高等学校とか病院とかいろんなところでやっていただけてますけれども、食育で健康づくりをして、かつオリーブの魅力をPRするとか地域のきずなを高めるとか、小豆島ならではの食育を実行したいと思っておりますので、今ある計画、立派な計画なんだろうと思えますけれども、さすが小豆島という食育の計画、おもしろくて楽しくて住民が参加していくようなものをつくりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 最初の質問ですけれども、現在の取り組み状況、達成についての答弁をお願いしたいんですが。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 現在の食育関係の取り組みにつきまして説明いたします。

今年6月から食育の日というものに合わせまして、毎月19日を中心といたしまして、関係各方面、親子料理教室でありますとか、それから各地区での料理教室を進めているところでございます。きょうは、苗羽幼稚園におきまして園児みずからが料理をつくっているところでございます。また、この食育の日事業以外にも乳児向けでありますとか、児童向け、さらには一般成人、そして高齢者と幅広い方々を対象に栄養を考えまして、いろんな料理教室、またオリーブオイルの使い方等々、こういったら何ですけど、担当非常に苦労して事業を展開をしているところでございます。これにつきましては、今後も進めていくべきと考えております。日本は、戦後間もなくは糖尿病はわずかというところではございましたが、現在は2,200万人が予備群も含めて糖尿病にかかっているということ、これでは全くもう医療破綻を起こす状態でございますので、食から健康を確保していこうと考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 食育推進基本計画ですね。今町長もさすが小豆島と言われるものをつくりたいということを言われました。今あるにこにこプラン21というのは22年に策定されまして、26年度までの5年間の計画になっているんですけども、今は24年であとこれが2年あるんですけども、具体的にはどういう新たな食育推進基本計画を策定するということでしょうか。いつどのようにつくられるのか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 食育基本法がどのような条文で、市町村にどのようなこと

を義務づけてるか私は詳細を知りませんので、現行計画をどうするかということをお場で直ちに申し上げられませんが、私が言っているのは、法律がどうであれ小豆島独自のものをちゃんと食育計画には、鍋谷さんがおっしゃったものを参考にしてつくるということ申し上げておきます。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ぜひ、小豆島ならではのオリーブを生かした食育を進めていただきたいと思います。そのときに、ぜひ町民の皆さんに広く周知をしていただくということが大事だと思います。こういう立派なのがあるんですけども、町民は知らない人がほとんどだと思います。その点をよろしくお願いします。

最後ですけれども、住民参加で町民憲章の策定をということでお尋ねをいたします。

小豆島町が2町合併でできまして7年目になりますけれども、内海の庁舎や小学校などに内海町民憲章が掲げられたままになっております。

2町の合併協議の中では、町民憲章などは現行制度をもとに新町において調整するとなっております。ちなみに、内海町民憲章は、私たち内海町民は、一、水と緑に感謝し平和で快適な環境をつくり、一、広い視野を持ちたくましい人づくりに努めます、一、働く喜びをとうとび産業の開発に励みます、一、人の立場を大切にし明るいまちづくりを進めます、一、みんなが訪ねたくなる魅力あるまちづくりを目指します、こういう5項目の憲章でした。この内海町民憲章の精神を引き継ぎ、さらに住民参加のまちづくり、協働のまちづくりを進めるために、住民から意見を募ったり、住民参加の策定委員会をつくるなど、多くの住民参加で新しい小豆島町民憲章を策定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 町民憲章を策定してはどうかというご質問ですが、ご指摘のとおり、旧内海町、池田町の合併協議において協定項目の中に、町民憲章、表彰制度等については現行制度をもとに新町において調整するとされております。

この中で、町民憲章の持つ意味は、住民の地域を愛する心を基盤として、自然保護、環境保全、生涯学習、まちづくり、地域福祉といった住民の日常生活と密接な関係を持つ問題をテーマとして取り上げ、その方向性を示すものであるとされております。住民がみずから公益性のある共同作業に自主参加することにより、方向性に沿った目指すべき地域をつくり上げていくことで、さらに愛郷心が醸成されることに意義があると考えております。

こういった趣旨からしますと、町民憲章をそろそろつくる時期だろうと私も思いますけれども、私からつくろうということも一つの方法ですが、住民の皆様とか、自治会連合会とか、議会とか、住民サイドのほうから雰囲気盛り上げていただいて、彷彿と声が上がるときで町民憲章をつくるほうが、より内容のある、また趣旨に沿ったものになるのではないかと思いますので、ぜひ皆様でも議論して、対応、答えを出していただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） もちろん、住民から声が上がってそれをみんなでつくっていくのはいいと思うんですけれども、このままでは多分声が上がらないのではないかなと思うんですけれども。

今、旧の内海町民憲章がそのまま掲げられているという事態、現状についてはどうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 内海町の憲章自身、私は歴史的な一つのプロセスとして意味あるものだと思いますが、それを漫然といろんなところで掲げているという現状はどうかと思います。1カ所ぐらいは記念碑的にあってもいいと思いますが、それはそろそろ撤去すべき時期だと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町長は、いろんな協働のまちづくり、町民参加のまちづくりを進められております、福祉とかいろんな中で。そういう中で、町民みずから自分たちのまちづくりを進めるという意味で、みんなで町民憲章をつくっていくということはずごい大事だなと思いますので、そういう方向に行くようにぜひ私たちも努力しますし、町のほうとしても何らかの形で提案なりをしていただけたらと思います。以上です。終わります。

議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時30分とします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時31分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第54号に対する決算特別委員会審査報告について

議長（秋長正幸君） 日程第5、議案第54号に対する決算特別委員会審査報告

についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

決算特別委員長（藤本傳夫君） 平成 24 年 12 月 19 日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。決算特別委員会委員長藤本傳夫。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9 月 19 日付託された平成 23 年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。記。

1 . 委員会開催年月日。平成 24 年 10 月 29 日、平成 24 年 10 月 30 日、平成 24 年 10 月 31 日。

2 . 審査の経過。理事者の出席を求め、平成 23 年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3 . 件名及び審査の結果。議案第 54 号平成 23 年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策について。未収金対策については、各担当課と収納対策室の取り組みにより成果があらわれてきているが、近年の経済事情もあり大きな改善とまでには至っていない。引き続き未収金の徴収に各課連携を図って積極的に取り組むとともに、新たな滞納者を増やさないよう努力されたい。

個別意見。

企画財政課。

町営バス田ノ浦線の運行について、現在の利用状況を勘案し、今後の運行体制の再検討、見直しに取り組まされたい。

協働のまちづくり支援事業の目的は大変よいと思うが、事業採択に当たっては内容を精査し、よりよいまちづくりに意義があるといった事業に対して支援できるような審査方法について検討されたい。

社会教育課。

老朽化が目立つ町内の社会体育施設については、利用頻度の高い施設から直すなど、計画的な改修を進められたい。

人権対策課。

地域振興費補助金、啓発活動補助金について、担当課においてその内容を精査し、真に人権対策の向上に寄与する活動への助成となるよう留意されたい。

環境衛生課。

ごみ減量化など、環境負荷を減らす取り組みを検討されたい。以上です。

議長（秋長正幸君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 平成23年度の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療保険事業会計、水道事業会計が含まれている決算については認定できませんという立場から反対討論を行います。

まず、一般会計についてです。

子育て、医療、福祉関連の病児、病後児保育、児童虐待対策関連医療の実施等が

されていることは歓迎します。

しかしながら、人権の美名のもとで行う人権対策同和事業は特定団体の補助金、隣保館運営補助事業は廃止や見直しすべきです。教育費の別建てによる扶助費の支給は一般対策にすべきものです。決算特別委員会報告の中で若干指摘がありましたが、部落解放同盟 3 支部への補助金の使われ方は不透明な支出があり、担当課の説明は納得できないものです。活動費に関しても、他の団体に支給されていない日当費というべきもの、これは生活費と言ったほうが正しいと思いますが、支給されており不適切です。団体の自立性を確立させることから非常に問題があり、行政が長期にわたって他団体との差別化をし予算を執行してきた責任は重大です。

一方、多くの保護者の切なる願いである子供の医療費無料化年齢引き上げに対しでは、全国的に広がっているこの施策が実施されているにもかかわらず、本町はその声に応えようとしていません。

また、地域経済の活性化を図る上において、有益な住宅リフォーム助成を提案しましたが、住民の願いと期待に応えられません。片や、内海ダム再開発費及びその関連事業は利水、治水ともに必要性がなく、子や孫たちへの多大な負担を強いる大型公共事業です。

高齢者の年齢で医療を線引き、差別する後期高齢者医療事業会計への繰り出しは 7,170 万円余り拠出されております。平成 23 年度一般会計決算は、こうした大型公共事業や同和対策事業等の拠出があり、暮らしを支えるため地元業者や住民のための地域経済の活性化を図ることに転換し、医療、福祉の拡充に振り向けたものにするべきです。

また、国民健康保険事業特別会計の決算があります。これについても賛成できません。

この年度においても多額な収入未済額や不納欠損額を出しておりますが、これは、

国保税をまともに払いたくても払えない深刻な経済事情が背景にある被保険者の生活実態がうかがえます。また、国保税の課税徴収の仕組みとして、固定資産税に対して国保税を賦課することは税の二重取りであり、改める必要があります。さらに、滞納者に対する保険証取り上げ、資格証明書発行も問題です。このように、さまざまな状況下にあるからこそ、県下で一番高くなっている基金をさらに繰り入れて保険料を引き下げるべき。何よりも町は国に対して社会福祉の制度である国保の危機を打開するために国庫負担の増額を強力に求め、住民の命と健康を守らなければなりません。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計決算についてですが、後期高齢者医療制度は、わずかな年金を糧にしている高齢者を 75 歳で線引きし別の医療制度に加入させ、新たに保険料を徴収し、年金から介護保険料と合わせて天引き、その上治療や健診の制限を設けるなど、安心して医療が受けにくい制度であり、医療制度に対する不満や嘆きの声があります。このような制度を早く廃止して、安心して医療が受けられる制度にする必要があります。

水道事業会計の決算については、水道事業会計に内海ダム再開発費 1 億 3,100 万円を初め、企業債関連工事費などが計上されていて、これらの事業は治水、利水ともに必要性はないと考えます。以上のことから、このような内容がありますので、平成 23 年度のそれぞれの決算認定については反対といたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10 番渡辺慧議員。

10 番（渡辺 慧君） 私は、議案第 54 号平成 23 年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

そもそも平成 23 年度の各会計の当初予算及び補正予算は、執行部から詳細な内

容説明を受け、質疑や討論を経て、議会のルールにのっとり当議会において議決したものであります。これに対して、決算は我々議会の議決によって可決成立した予算に基づいて、町長以下執行部が創意工夫による経費削減と効果的な事業の執行に努めた成果であり、結果であります。

また、決算特別委員会からは、先ほどの委員長報告のとおり、認定すべきとの審査結果が出されておりますし、監査委員による決算審査においても、各会計とも計数は正確であり、予算執行状況も適正であると認められたところであります。すなわち、我々議会が議決した予算に基づいて適正な執行が行われたと認めるところでありますので、私は平成 23 年度小豆島町歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 54 号平成 23 年度小豆島町歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 54 号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 63 号 専決処分の承認について(平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号))

議長(秋長正幸君) 次、日程第 6、議案第 63 号専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第 63 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

去る 12 月 16 日に衆議院議員総選挙が行われました。この選挙に要する経費が必要となりましたので、平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 11 月 19 日付で専決処分したものであり、同条第 3 項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものであります。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 企画振興部長。

企画振興部長(松本 篤君) 議案第 63 号専決処分の承認について、専決事項でございます平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 1 ページをお開き願います。

まず、一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分の理由でございます。先ほど町長からも申し上げましたが、去る 11 月 16 日に衆議院が解散したことによりまして、12 月 16 日に衆議院議員総選挙が執行されることとなり、この選挙に要する経費を

予算に計上する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分させていただいたものでございます。

上程議案集の 2 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 88 億 2,570 万 8 千円とするものでございます。専決日は 11 月 19 日でございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております、平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

14 款 3 項 1 目 2 節選挙費委託金 1,700 万円でございます。こちらは、第 46 回衆議院議員総選挙の財源となるもので、歳出の全額を国から委託金として交付されるものでございます。以上、歳入の補正額合計は 1,700 万円となっております。

次に、歳出でございます。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

2 款総務費、4 項 4 目衆議院議員選挙費でございます。冒頭にも申し上げましたが、総選挙に要する経費でございまして、投票、開票、立会人等の報酬や時間外勤務手当に加えまして、ポスター掲示場に関する経費、期日前投票に要する経費を計上いたしております。また、入場券の郵送料、選挙公報の配布や電算処理委託料など、通常の選挙に必要な経費も計上いたしております。以上、歳出予算の補正総額は 1,700 万円となっております。

まことに簡単ではございますが、以上で平成 24 年度一般会計補正予算（第 3 号）にかかわる議案第 63 号専決処分の承認について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 63 号は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は原案どおり承認されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 64 号 小豆島町苗羽辺地総合整備計画の策定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 7、議案第 64 号小豆島町苗羽辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 64 号小豆島町苗羽辺地総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

この案件につきましては、醬の郷周辺施設整備事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の発行を受けるため、新たに辺地総合整備計画を策定するものでございま

す。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 議案第 64 号小豆島町苗羽辺地総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

本町では町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位で 19 辺地に区分し計画を策定することとしております。平成 20 年度から平成 24 年度の当初 5 カ年計画では、池田辺地のほか 6 辺地の辺地総合整備計画が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月議会においてご議決をいただいております。その後二生辺地のほか 3 地域の辺地総合整備計画もご議決いただきまして、現在計 11 地域の計画が策定済みでございます。このたび、苗羽辺地におきまして、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債の借入れを予定しておりますので、新たな計画の策定が必要となったものでございます。

議案集の 6 ページをお願いいたします。

ページ中段に公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、苗羽辺地におきまして平成 25 年 3 月から開催されます瀬戸内国際芸術祭 2013 で、醬の郷の景観を生かしたプロジェクトが計画されております。期間中には多くの来訪者が予想されることから、公衆トイレや駐車場等の周辺整備が必要となってきております。収容性の確保、利便性の向上を図るため、作品の一つにもなるアートトイレを整備しようとするものでもあり、その財源として辺地対策事業債を活用しようとするも

のでございます。この下の欄、3、公的施設の整備計画にございますように、計画期間は平成24年度の1年間でございます。事業は醬の郷周辺施設等整備事業といたしまして、事業費が3,300万円、そのうちトイレの整備にかかります3千万円を辺地対策事業債を活用しようとするものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第65号 小豆島町岩谷辺地総合整備計画の変更について

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第65号小豆島町岩谷辺地総合整備計

画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 65 号小豆島町岩谷辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

この案件につきましては、天狗岩丁場跡遊歩道等整備事業における事業費が増額となり、辺地対策事業債予定変更が生じたため、岩谷辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 議案第 65 号小豆島町岩谷辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案集の 9 ページをお願いいたします。

岩谷辺地総合整備計画につきましては、日本で唯一の国指定史跡となっており、岩谷天狗岩丁場跡における遊歩道及びトイレ、案内板等の周辺施設の整備をするため、平成 23 年度から 24 年度の 2 カ年計画として策定し、昨年平成 23 年 12 月議会でご議決をいただいたところでございます。

このたびの変更につきましては、計画策定時に遊歩道の整備に係る事業費として 1,630 万円とその財源として辺地対策事業債、同額の 1,630 万円を計画しておりましたけれども、今年度新たにトイレ及び案内板等の周辺施設の整備に係る事業費として 2,120 万 6 千円と辺地対策事業債 1,820 万円を追加し、ページ最下段にありますように、事業費を 3,756 万 6 千円に、辺地対策事業債を 3,450 万円に増額しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 先ほどのトイレも関係があるんですが、それぞれの遊歩道、それとトイレ、看板等になってますが、大きく分類するとどれだけの事業になるんでしょうか。

それと、トイレの後の管理っていいですか、維持と清掃を含めてこれがどういうふうな対応をされるのか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、遊歩道でございますけれども、もうこれは先日シンポジウム等で議員の皆様にもご案内いたしておりましたけれども、1,400 万円の工事費で行っております。それから、トイレにつきましては、今からの発注になりますけれども、予算ベースで申し上げますと委託料で約 140 万円、工事請負費で約 2 千万円を予定しております。

また、管理につきましては、地元の自治会にお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 芸術祭との関係で、トイレについても、さっきのはアートトイレと言われました。この場所においても何か工夫をされてるようなトイレなんですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 岩谷辺地のトイレにつきましては通常のトイレでございまして、特にアート化というのは考えておりません。ただ、現地に沿いますように木造で景観に沿ったようなものをつくりたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） すばらしいし、僕もびっくりしたんですけど、3つほど質問したいと思います。

1つは駐車場です。知った人がとめようとするから、自家用とかマイクロバス。バスも見たんですけど、どうなってどんな計画なのか。

それから、やってると思うんですが、手すりの実態をちょっと知りたいと思います。

それから3つ目は、バスが通ってますけど、バス停もオーケーだと思うんですけど、その分の打ち合わせ的な点はどうなっているか。定期バスにここにとめてくれと言えるんだと思うんですけど、それはどうなってますか、あの場所で。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、駐車場でございますけれども、あのあたりは駐車場としては整備する箇所がございませんが、道路の残地がございまして、その程度の車両の駐車は可能かと考えております。

それから、手すりでございますけれども、新設しました遊歩道のほうには手すりは設けてございます。トイレのほうにつきましては、1段高いところに建設する予定でございますので、柵を設ける予定でございます。

バスにつきましては、現時点でちょっとオリーブバスさんとは協議はしておりませんので、またその辺はご協議させていただきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） そうすると、駐車関係では白線は引かないということですね。引けとか引かないとかは聞かないんですね。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） あの用地が県道用地でございまして、県のほうにはお願いしたんですけれども、逆にそれをすると駐車スペースになってしまうと、道路標示でございまして、その辺がちょっと逆に難しくなるということでの回答でございました。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。8番安井議員。

8番（安井信之君） トイレの形態というか、水洗にするのか、その辺はどういうふうに考えておられるのか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） トイレの形態につきましては簡易水洗でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 65 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 66 号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 9、議案第 66 号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 66 号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び平成 23 年度税制改正に伴う地方税法の一部改正に伴い、小豆島町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。



税務課長（田村房敬君） 議案第 66 号小豆島町税条例の一部を改正する条例について、改正条例の内容についてご説明させていただきます。

町長も申しましたけれども、本条につきましては、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び平成 23 年度税制改正に伴います地方税法の改正によって、本町の税条例についてもその一部を改正する必要がありますので、本議会に条例改正案を提出いたしております。また、あわせて条文の表現を準則に合わせるための字句訂正等の条文整備も行っておりますので、ご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、新旧対照表により最初から順に説明いたします。上程議案集の 10 ページをお開きください。

条例第 7 条から 13 ページの第 91 条までは条文整備による改正でございます。

まず、第 7 条は、表題部及び本文中の「漏れ」の漢字を法令用語として適当な表記に改めたものでございます。

次の第 18 条の 4 は、準則どおり手数料を「徴収しない」と改正しております。

25 条は、下線部の「また」と「同様とし」の間の読点を準則どおり削除したものでございます。

次に、11 ページの中ほどの第 36 条の 3 第 2 項は、本文中の「付記」の漢字を先ほどと同様に法令用語としての適当な表記に改めております。

第 44 条第 4 項の本文中「給与」を準則どおり「給付」としております。

次のページになります。第 51 条第 4 号は、まず地方自治法の後に法令番号を加え、次の行の「並びに」とその次の行の「あわせて」はそれぞれ用語として適当な表記に改めております。

第 64 条は、第 25 条と同様に読点の削除でございます。

第 87 条は、2 項、3 項とも準則に合わせた表記としております。

次の第 90 条につきましては、下線部が直前の条文を指していることから「前条」と改めております。

91 条の「毀損」の表記につきましては、毀損の「き」という漢字が常用漢字でございますので漢字表記としております。

14 ページをお開きください。

続いて、第 95 条ですが、たばこ税の税率を現行の 1,000 本当たり 4,618 円から 5,262 円へ増額する改正でございます。この改正の経緯でございますが、平成 23 年度税制改正によりまして国税の法人税の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大措置が実施されることに伴いまして、地方の税収に極力影響を与えないよう都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成 25 年度から都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することによるものでございます。結果としまして、たばこ税の町税部分は 1,000 本当たり 644 円の増額、県税部分は同額の 644 円の減額となりますので、消費者に対しての負担につきましては現在と変わりはありません。

次から再び条文整備による改正になります。

第 132 条は読点の削除です。

第 139 条は、準則に合わせて「年 14.6 パーセント」の前に「当該税額に」という文言を加えております。

次からは附則分の改正でございます。

15 ページ、附則第 8 条中の「全て」という文字が現行では平仮名表記になっておりますが、近年の法令における表現に合わせて漢字に変換しております。

続いて、議案集 16 ページをお開きください。

附則の第9条についてですが、今回その全てを削除する改正でございます。ここでは、個人住民税の退職所得に係る分離課税について10%の税額控除を規定しておりましたが、これにつきましては、昭和42年度から退職所得に係る個人住民税が翌年度課税から分離課税による現年度課税に変更されました。当時の金利は高く、税額相当に係る部分の運用益が失われる等を理由に、当分の間の暫定的な措置として導入されたものでございます。暫定的と言いながら既に40年以上経過しておりますし、現在は金利情勢も大きく変化し、実質ゼロ金利状態で長期間推移していることから、もはや10%の税額控除の必要性が認められませんので、今回の税制改正で廃止されるものでございます。

次の附則第10条の2は、第7項第4号の中に「いずれかに」を準則に合わせて「いずれに」としております。

17ページ、附則第15条についても準則に合わせて「取得価格」を「取得価額」に改めております。

中ほどの附則第16条の2はたばこ税率の特例に係る規定でございますが、本則の第95条については通常たばこに対して、附則第16条では、いわゆる旧三級品と言われるたばこについての規定でございます。現在旧三級品たばこの税率は1,000本当たり2,190円でございますが、今回の改正で305円を増額して2,495円とし、このまま同じく県税部分は305円の減額になります。

次の附則第18条から21ページの附則第24条までは再び条文整備によるものでございます。附則第18条と次のページの附則第19条の2は準則に合わせた改正でございます。

附則第19条の5と附則第19条の6第2項につきましては、先ほどもございましたが、全てを漢字表記にしております。

同じく、附則第19条の6第4項、次のページの附則第20条の4、附則第21条

は全て準則のとおりに改めております。

また、21 ページの附則第 21 条の 2 と附則第 24 条は最近の法令の表現に合わせて、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」としております。

最後に、21 ページの下段の附則第 25 条につきましては、新たに加わった町民税の特例規定でございます。既にご案内のとおり、東日本大震災からの復興を図ることを目的として制定されました東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度までの間に実施される防災施策に要する費用の財源を確保するための臨時的措置としまして、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間、個人住民税の均等割額について町民税、県民税ともにそれぞれ 500 円を加算することとした法案が平成 23 年 12 月 2 日に成立しております。したがって、本町においても所要の改正が必要となりますので、附則で新規に規定するものであります。

なお、香川県におきましては、平成 24 年 2 月の定例議会で可決されまして、改正条例が既に施行されております。以上で小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議いただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 今最後に言われた 500 円の増税の分ですけれども、防災施策に使われるということで、これはどこのどういうものに使われる財源になるのかということをお尋ねします。

それと、たばこ税が増えるというか、町に落ちる額が増額になるということですけど、これは法人税率の引き下げの税収が減るのの穴埋めということなんで、だか

らたばこ税が増えることによる増収と法人税が減ることによる減収の金額がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 1点目のこういったものに使われるんでしょうかということでございますけども、一応これにつきましては、復興基本法に基づく復興事業のうち全国の地方公共団体で行うことが予想される緊急防災、減災事業、例えば公立学校施設の耐震化等、それから医療施設、社会福祉施設等の防災対策の強化、河川、津波等の対策の地方負担の分担等については、地方公共団体がみずから財源を確保しなさいとなっておりますので、そういったことに税額を使われるものと思っております。

それから、法人税率が引き下げによってどうなるかという問題でございますが、それにつきましては、具体的な減額の額について今のところどれだけになるかは把握できておりません。ただ、たばこ税が上がるから収入が増えるという、それで賄えるという形になるかと申しますと、それは若干たばこ税につきましてはたばこを吸わる方の動向もございますので、実質的にはたばこ税としては来年度増えるかどうか、逆に減るのではないかと税務課のほうでは思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町民税500円、県民税が500円で千円の負担が増えるということなんですけれども、小豆島町で増える町民税の総額、増収の額がわかれば教えていただきたいのと、何人の町民に増税となって影響が出るのかをお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） これは24年度ベースでのお答えでさせていただきます

す。平成 24 年度で町民税の均等割額がかかっている世帯というか人間が何人いたかということ調べますと、平成 24 年度の均等割対象者は 7,558 名でございました。

ただ、町民税の均等割につきましてはそのほかに家屋敷課税という方の課税がありますので、それは小豆島町に住所を持ってない方も対象になります。したがって、約 8,000 人がこれに該当するんじゃないかということになります。8,000 人掛ける増額分、町民税部分は 500 円でございますので、8,000 掛ける 500 円分の 400 万円、単純計算でいえば 10 年間ですので、10 年分。ただ、人口等が減っておりますので、それを 10 倍した額にはならないかと思いますが、そういった数字になると思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。6 番森議員。

6 番（森 崇君） 聞き漏らしたかもわかりませんが、東日本大震災に係る固定資産の特例。これはもとの法律というのは 2 条だったんですか、ちょっとはつきりしてないんですけど。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 基本理念は 2 条になっております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 町のほうの均等割は 500 円、県のほうも 500 円ということですから、町のほうの計算上は一定できると思うんですが、ほかの部分についても同じぐらいの金額というふうに考えていいですか。県税の均等割。

それと、法人税の分については、国税の部分が改正されて、法人税については増

税が3年期限というふうなことで、あと一步減税が25年やられるというふうになってますよね。これも地方の法人税、そのデータというのは町のほうが把握できると思うんですが、政府のほうの試案っていうのは、大体法人税の国税の関係では10年間で5兆6千億円というふうに言われたりしています。25年で17.6兆円の減税というふうに言われています。本町においても、国税は税務署関係ですが、地方税については町のほうで法人地方税がわかると思うんですね。そこら辺で計算が一定できるかと思うんですが、それは一応金額は概算してないんでしょうか。わかれば。わからない、今。その2つを伺います。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） まず、均等割500円ずつが県民税、町民税ともに上がりますので、その部分、先ほど言いました人数分約8,000人掛ける500円部分が増収という形になります。

それから、法人税の税率につきましては、国の法人税率が3%から4.5%下がったということになります。町の法人税につきましては、国の税率に12.3%掛けた額が法人町民税の税収となりますけども、これにつきましては、各町でいろんな町民税は企業の決算によって変わってまいりますので、具体的にどれだけかという額はつかめておりません。大体今までと同じ分で、同じ考え方のもとに計算して計上していくと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 基本的には増税の部分が3年間、あと減税の部分が実質減税が25年間ですから、町の町税の法人についても、それはどういうふうな数字が出るかというのは政府のほうでは実質減税額のほうが増えるというふうな試算

を出しています。

ですから、本町においても法人課税については、そういう形が増税と減税の差額が実際には減税のほうが多くなるというふうになると思うんですが、そういうふうなことの認識で間違いはないと思うんですが、どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） その認識で間違いないと思います。ちょっと今資料を持ち合わせてませんので、その点どういった計算方式で来年度の予算計上を立てているか確認したいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。鍋谷議員に申し上げますが、本議会においては通告制をとっております。円滑な議事運営が困難になることも考えられますので、以後通告を注意しておきたいと思います。発言は認めます。

12番（鍋谷真由美君） 通告がなく申しわけありませんが、反対討論を行います。

私は、議案第66号小豆島町税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、東日本大震災の復興償還財源を所得税や個人住民税などの増税に求めているということです。小豆島町にとっては400万円の増収になるということですが、町民税、県民税合わせて千円の負担が町民に増えると、約8,000人の町民



に影響が出ると言われました。

また、たばこ税についても、法人実効税率を約5%引き下げることにより税収が減るための穴埋めとして県と町のたばこ税の配分割合を見直すというもので、先ほどの説明ではたばこ税も増えないと、また法人税は減るということがありました。町の負担が増えると、税収が減るということでもあります。この条例案は、先ほども述べましたように、町にとっては税収が増えることになるかもしれませんが、町民への負担が増えることを前提にしたものであり、町民の願いに逆行するものであるということで反対をいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第67号 小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第67号小豆島町災害弔慰金の支給等

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 67 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、小豆島町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（村口佐吉君） 議案第 67 号小豆島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことから、当小豆島町におきましても本条例の一部を改正しようとするものでございます。

災害により死亡した住民の遺族の方に対しまして死亡者 1 人当たり最大 500 万円を支給するもので、この支給する遺族の範囲につきまして、配偶者、子、父母、孫、祖父母までと限定をされておりましたが、今回の改正により、死亡した方と死亡当時同居し、または生計を同じくしていた場合に限り、兄弟姉妹まで範囲を拡大して支給をしようとするものでございます。

それでは、改正点についてご説明を申し上げます。

上程議案集 23 ページの新旧対照表でございます。改正後の欄で第 4 条第 1 項第 1 号中アンダーラインを引いている部分でございますが、「（兄弟姉妹を除く。以

下この項において同じ。）」を加えるものでございます。この次の第2号におきまして、災害弔慰金を支給する遺族の順序が配偶者、子、父母、孫、祖父母と定められており、今回の改正でこれらの遺族がいない場合に限り兄弟姉妹に支給されることになったことから、この第1号においては兄弟姉妹は対象とならないことから、この字句が追加されたものでございます。

次に、同じく第4条第1項第2号の次に3号といたしまして、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存じない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」の一文を加えるものでございます。これは、先順位者でございます配偶者、子、父母、孫、祖父母がいない場合に、死亡者と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹がいる場合に限りまして災害給付金が支払われるという規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、兄弟姉妹に係る災害弔慰金の支給規定は、平成23年3月11日の東日本大震災以降に生じた災害から適用するものでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 67 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 68 号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 11、議案第 68 号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 68 号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 21 年 3 月に統合となった旧福田小学校の体育館とプールを体育施設とするため、小豆島町体育施設条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（松田知巳君） それでは、議案第 68 号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の 25 ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、平成 21 年 3 月に廃校となり、以後の活用が明確に決まっていなかった福田小学校の体育館とプールを体育施設とするために所要の改正を行うものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表によりましてご説明させていただきます。

改正後の第 2 条、名称及び位置でございますが、の表中にアンダーラインで示しております部分、名称及び位置でございますが、小豆島町福田体育館、小豆島町福田甲 718 番地 1 及び小豆島町福田町民プール、小豆島町福田甲 718 番地 1 を加えております。

次に、1 ページをめくっていただきまして、改正後の別表にアンダーラインで示すとおり、小豆島町福田体育館の使用料として 1 時間当たり町内者 315 円と町外者 945 円の規定を加えております。

なお、プールの使用料につきましては、第 8 条の規定により無料とされております。以上、簡単でございますが、小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 68 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。15 時 35 分を再開といたします。

休憩 午後 3 時 25 分

再開 午後 3 時 35 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 12 議案第 69 号 平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 13 議案第 70 号 平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長（秋長正幸君） 日程第 12、議案第 69 号平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）及び日程第 13、議案第 70 号平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 69 号平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4

号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は2億995万5千円でございます。補正の内容といたしましては、議会費23万4千円、総務費4,535万2千円、民生費2,610万4千円、衛生費569万2千円、農林水産業費マイナス542万5千円、商工費884万8千円、土木費1,918万1千円、教育費1億996万9千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

なお、議案第70号国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましても、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 日程第12、議案第69号平成24年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)の内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長(松本 篤君) 議案第69号平成24年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の27ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億995万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億3,566万3千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加及び変更でございます。31ページの第2表、地方債補正のように追加及び変更するものでございます。

なお、追加分の上段は、先ほどご議決を賜った辺地総合整備計画に基づき、醬の郷において実施いたします周辺施設等整備事業に充当しようとするもので、起債は辺地債で後年度に元利償還金の80%が交付税措置されるものでございます。また、下段は旧福田小学校体育館について、先ほど教育施設のほうの関係の条例もご可決

いただきましたが、体育館としての機能は残しつつオープンテラスやキッチンなど
アート施設としての機能を持たせる改修事業に充当しようとするもので、起債は合
併特例債でございます。

一方、変更部分につきましては、それぞれ事業費に変更が生じたため変更させて
いただくものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集末尾に添付をいたしております平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算
(第 4 号) 説明書の 13 ページ、14 ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14 款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金 2,208 万 7 千円と 15 款県支出金、1 項 1 目
1 節社会福祉費負担金 1,104 万 3 千円であります。これらは障害者自立支援給付事
業の財源でありまして、給付費の増によるものでございます。

同じく、15 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金 202 万 8 千円の減額であります。
これは人事異動に伴う人件費の精算による減額でございます。同じく、2 節児童福
祉費補助金 260 万 4 千円につきましては、家庭児童相談員配置事業につきまして基
金事業の補助対象となったものでございます。

同じく、15 款 2 項 5 目 1 節農業費補助金 12 万円であります。これは農業者等が
オリーブを植栽する経費の一部を補助するものでございます。

同じく、15 款 2 項 7 目 1 節小学校費補助金 39 万 6 千円につきましては、草壁学
童保育事業の財源となるもので、利用人数の増や事業費の減により増減したもので
ございます。

同じく、15 款 3 項 2 目 2 節児童福祉費委託金 10 万円であります。これは町内の
4 小学校で実施いたします入学説明会での講演会開催に係る県補助金で、補助率は
10 分の 10 でございます。

17 款寄付金、1 項 1 目 1 節一般寄付金 255 万円であります。これは小豆島高校を支える会に対しまして島外の個人から 100 万円の、また小豆島高校陸上部の駅伝全国大会出場に対しまして町内の企業、団体、個人から 3 件 15 万円の寄付がありましたので、これを受け入れするものでございます。また、神浦自治会の振興に対し町内の企業、個人から 6 件 140 万円の寄付があり、これも受け入れするものでございます。

同じく、17 款 1 項 5 目 1 節小学校費寄付金 10 万円であります。これは苗羽小学校の楽器購入に対しまして町内の企業から 13 件 10 万円の寄付があり、これを受け入れするものでございます。

次に、18 款繰入金、1 項 4 目 1 節サン・オリーブ大規模修繕等準備基金繰入金 288 万円であります。これはサン・オリーブの源泉ポンプ交換等の財源として繰り入れるものでございます。

次に、19 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 5,007 万 3 千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をこちらで対応させていただいております。

15 ページ、16 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項 1 目 1 節集団検診徴収金 193 万円につきましては、各種がん検診の受診者数が当初計上数を大幅に上回る見込みとなったことから増額させていただくものでございます。

同じく、20 款 5 項 1 目 3 節雑入のうち、説明欄 1 の 3,770 万円であります。これは、昨年 6 月に発生した内海中学校の水泳授業中の事故により負傷された生徒の障害等級が決定したことにより日本スポーツ振興センターからの災害給付金の額が確定したため、これを受け入れするものでございます。同じく、説明欄 2 の 400 万円あります。これは県営坂手港整備事業の実施に伴い、サイクリングターミナルの施設の一部を移設もしくは撤去する必要性が生じたため、この移設または撤去に

要する経費を補償費として県から受け入れるものでございます。なお、内容は歳出のほうでご説明を申し上げます。

次に、21 款町債、1 項 1 目 1 節総務債 3 千万円であります。これは地方債補正でも申し上げましたが、醬の郷において実施いたします周辺施設等整備事業の財源として辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

同じく、21 款 1 項 5 目 2 節港湾債 200 万円の減額であります。これは、県営公共高潮対策事業につきまして、負担金の変更に伴い減額させていただくものでございます。

同じく、21 款 1 項 7 目 4 節社会教育債のうち、説明欄 1 の 1,840 万円あります。これは、遊歩道の周辺施設であります案内標識やトイレの整備財源として、辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。同じく、説明欄 2 の 3 千万円につきましては、冒頭でも申し上げましたが、旧福田小学校体育館につきまして、体育館としての機能を残しつつオープンテラスやキッチンを新設するほか、一部を木製建具に変更するなど、アート施設としての機能を持たせる改修事業に合併特例事業債を充当しようとするものでございます。以上、歳入の補正額合計は 2 億 995 万 5 千円となっております。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

17 ページ、18 ページをお開き願います。

歳出種目に沿った説明の前にお断りを申し上げます。毎年 12 月議会におきまして人件費の補正をお願いしており、今回補正をお願いいたしますのは当初予算措置後の人事異動による増減が大部分を占めております。つきましては、主な補正理由は説明欄に記載しておりますので、特段の理由があるものを除き、人件費につきましては説明を省略させていただきます。

1 款議会費、1 項 1 目議会費と 2 款総務費、1 項 1 目一般管理費までは人件費の

補正であります。

2款1項7目企画費、7節賃金 150万6千円であります。これは本年8月から企画財政課に移住交流事業を主な業務とする臨時職員を配置したとともに、来年3月20日に開幕する瀬戸内国際芸術祭におきまして、各展示会場への配置要員の賃金や各拠点でのごみ収集処理用の作業員賃金を計上いたしております。同じく、11節需用費 550万6千円につきましては、各拠点でのごみ収集容器の購入費 74万6千円を消耗品費に、また旧J A坂手支所及び左海醤油倉庫の改修や屋外展示作品の設置に係る基礎構築など、修繕料として 470万8千円を計上いたしております。あわせて作品の照明用等電気料金として 5万2千円を光熱水費に計上いたしております。次に、12節役務費 20万1千円及び 18節備品購入費 19万円につきましては、レージェント施設、旧J A坂手支所ではありますが、レージェント施設やリングターミナルなど、4拠点でインターネット接続を可能とするよう、光回線及び無線LANの導入経費や維持に係る会費を計上させていただいております。次に、13節委託料のうち説明欄1の 12万5千円につきましては、旧J A坂手支所の浄化槽維持管理業務委託料でございます。説明欄2の 56万7千円につきましては、瀬戸芸来島者の島内の移動手段として、草壁港から坂手港経由田浦までの1日3往復の町営バスの増便と、池田港から神浦までの三都線の1日5往復の増便に対する臨時バス運行委託料 12日分を計上いたしております。

なお、企画費の財源補正につきましては、醬の郷周辺施設整備事業に辺地対策事業債を充当いたします財源更正でございます。

続きまして、2款1項8目情報管理費 425万4千円であります。これは、光ファイバー網の整備に伴い町内ネットワークシステムを更新するもので、当初予定しておりましたシステムよりランニングコストが軽減されるシステムを導入することとしたため、このシステムの導入に要する差額を計上させていただいております。

なお、本システムを採用することにより、現行に比べ年間で約 660 万円の経費が削減できます。また、当初予定していたシステムと比べましても、年間で約 180 万円の経費削減が可能となる見込みでございます。

2 款 1 項 9 目出張所費 251 万 4 千円の減額につきましては、福田出張所に正規職員を配置したことに伴い、臨時職員 1 名分の賃金を減額したものでございます。

2 款 1 項 10 目自治振興費、1 ページめくっていただきまして、20 ページの最上段、19 節負担金補助及び交付金 255 万円でございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、神浦自治会の振興に対しまして、町内の企業、個人から 140 万円の寄付がありました。また、小豆島高校女子陸上部の駅伝全国大会出場も含めまして、小豆島高校を支える会に対し 115 万円の寄付がありましたので、それぞれ寄付相当額を補助金として交付しようとするものでございます。

2 款 1 項 14 目町営バス運行事業費 17 万 4 千円につきましては、燃料価格の上昇によりまして燃料費が不足するとともに、車検時の修繕料が当初見込みを上回ったことから増額補正させていただくものでございます。

2 款 2 項 1 目税務総務費から 3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、3 節職員手当までは人件費の補正でございます。11 節需用費 288 万円につきましては、設置後 10 年が経過しておりますサン・オリーブの源泉ポンプを更新するものでありますが、交換するポンプにつきましては施設建設時に予備品として購入しておりましたので、今回はあくまでもポンプ購入費ではなく、ポンプの更新のみの経費で計上させていただいております。

次に、3 款 1 項 2 目老人福祉費、2 節給料から 7 節賃金までは人件費の補正でございます。11 節需用費につきましては、町営バス運行事業費と同様に福祉バスについても、燃料費と車検時の修繕料について増額補正をさせていただくものでございます。

1 ページめくっていただきまして、21 ページ、22 ページの3 款 1 項 4 目国民年金費につきましては人件費の補正でございます。

次に、3 款 1 項 5 目障害者福祉費、20 節扶助費 4,417 万 5 千円につきましては、本年 4 月からの報酬単価の改正や重度障害者加算の対象範囲の緩和などによりまして、説明欄 2 の介護給付費が大幅な増加となっており、その他の各給付事業につきましてもサービス利用者が当初見込みを上回るなど給付費の増が見込まれることから増額補正をさせていただくものでございます。これに係る財源につきましては、歳入のほうでご説明した国庫 2 件が入ってまいります。

次に、3 款 1 項 6 目人権対策総務費から 2 項 4 目児童福祉施設費までは人件費の補正でございます。18 節備品購入費につきましては、内海保育所におきまして年度途中でゼロ歳児の入所が増加したことに伴いまして、椅子、テーブルなど保育に必要な備品を購入するものでございます。

3 款 2 項 7 目子育て共育費、8 節報償費 10 万円につきましては、歳入では申し上げましたが、県補助金を財源といたしまして、町内の 4 小学校で実施いたします入学説明会における講演会の講師謝礼を計画をいたしております。

4 款衛生費、1 ページめくっていただきまして、23 ページ、24 ページの 1 項 1 目保健衛生総務費につきましては人件費の補正でございます。

同じく、4 款 1 項 2 目予防費、11 節需用費 21 万 5 千円と 13 節委託料 732 万 4 千円であります。これも歳入でも申し上げましたが、各種がん検診の受診者数が当初計上数を大幅に上回る見込みとなったことから、検診用資財と検診業務委託料を増額補正させていただくものでございます。また、22 節償還金利子及び割引料 18 万円につきましては、子宮がん検診、乳がん検診などが対象となります感染症予防事業費等国庫補助金を精算した結果、補助金の返還が必要になったものでございます。

4款1項3目環境衛生費から6款農林水産業費、1項2目農業総務費までは人件費の補正でございます。

6款1項12目オリーブ生産費、19節負担金補助及び交付金12万円につきましては、歳入でもございましたが、農業生産法人または認定農業者がおおむね50アール以上の耕作放棄地を解消するためオリーブを植栽する場合、県補助金を財源としてその経費の2分の1を補助しようとするものでございます。

25ページ、26ページをお開き願います。

6款2項2目林業振興費、13節委託料74万円につきましては、増加しております松くい虫被害木や景観を阻害している樹木を処理するための委託料を計上いたしております。

7款商工費、1項1目商工総務費につきましては人件費の補正であります。

7款1項3目観光費、19節負担金補助及び交付金400万円であります。これは、瀬戸内国際芸術祭につきまして、開幕前から小豆島での各種情報を小豆島観光協会から一元的に発信しようとするものでございまして、情報収集やホームページの更新などを行う専門スタッフ3名の雇用とともに、ポスターやチラシなどを制作、配布するものでございまして、土庄町と同額を観光協会負担金として支出するものでございます。

7款1項5目サイクリングターミナル費、11節需用費400万円あります。これは、歳入でも申し上げましたが、坂手港における車両乗降施設を整備するに際しましてサイクリングターミナルの附帯施設を移設または撤去する必要性が生じたことから、県から交付される移転補償費の範囲内で高圧受電設備を移設し、自転車置き場を撤去しようとするものでございます。なお、サイクリングターミナルにつきましては、瀬戸芸に際しまして、坂手や醬の郷で作品制作に携わる作家など関係者の宿泊施設として利用いたしますとともに、本年光ファイバー網が整備され情報格

差が解消されたことによって、若手クリエイターや人材が集うスキームづくりなど、今後の活用の可能性を検討するためのパイロット事業もあわせて実施したいと考えております。

7 款 1 項 6 目オリーブ振興費から 8 款土木費、2 項 2 目道路橋梁費までは人件費の補正であります。

同じく、8 款 4 項 2 目港湾建設費、19 節負担金補助及び交付金 1,350 万円であります。これは、県営港湾事業につきまして、事業の進捗を図るため県の事業費が増額されましたので、町負担金を増額補正するものでございます。一方、公共高潮対策事業費が減額となったため、地方債を減額する財源更正もあわせて行っております。

8 款 5 項 2 目改良住宅管理費、11 節需用費 483 万円であります。これは、改良住宅につきまして退去者が当初見込みを上回ったこととともに、退去された住宅のうち 2 戸を高齢者等対応バリアフリー化を進めるため、修繕料を増額補正させていただくものでございます。

10 款教育費、1 ページめくっていただきまして 27 ページ、28 ページの 1 項 2 目事務局費と 2 項 1 目学校管理費は人件費の補正でございます。

10 款 2 項 2 目教育振興費、19 節負担金補助及び交付金のうち、説明欄 1 の 14 万 7 千円あります。これは、瀬戸・高松広域定住自立圏における協定事業の一環といたしまして、圏域内の小学 6 年生が劇団四季のミュージカル、ガンバの大冒険を鑑賞する予定でありまして、高松への交通費を補助しようとするものでございます。同じく、説明欄 2 の 10 万円でございます。これは苗羽小学校の楽器購入に對しまして 10 万円の寄付がございましたので、同額を苗羽小学校に助成するものでございます。

10 款 2 項 3 目放課後児童クラブ事業費、13 節委託料 53 万 5 千円につきまして

は、利用人員の増により補助区分が変更となったため、委託料が増となったものでございます。同じく、23 節償還金利子及び割引料 3 万 8 千円につきましては、国庫補助金の概算交付を受けており、今般昨年度実績額が確定し精算した結果、補助金の返還が必要となったものでございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費、1 節報酬 8 万円につきましては、中学校統合に向けてまして学校名、校訓などを検討するため、有識者会議を設置しようとするものでございまして、P T A など民間委員の報酬 5 名分を計上いたしております。その他の節は人件費の補正でございます。

10 款 3 項 2 目教育振興費、19 節負担金補助及び交付金 3,770 万円であります。これは、歳入でも申し上げましたが、昨年 6 月に発生した内海中学校の水泳授業中の事故により負傷した生徒の障害等級が決定したことにより、日本スポーツ振興センターから災害給付金の額が確定したため、一旦町が収入いたしまして、同額を負傷した生徒に交付しようとするものでございます。

10 款 4 項 1 目幼稚園費につきましては人件費の補正でございます。

29 ページ、30 ページをお開き願います。

10 款 5 項 1 目小豆島こどもセンター費と 6 項 1 目社会教育総務費は人件費の補正であります。

10 款 6 項 2 目公民館費、11 節需用費 60 万 3 千円につきましては、二生講堂非常警報装置や三都ふれあいセンターの屋外に設置しております時計など、瀬戸芸における展示会場施設の修繕費を計上いたしております。

10 款 6 項 3 目図書館費と 5 目人権教育啓発費につきましては人件費の補正であります。

10 款 6 項 7 目文化財保護費につきましては、事業財源として辺地対策事業債を充当するための財源更正でございます。

10 款 6 項 8 目芸術振興費、11 節需用費 61 万 9 千円につきましては、瀬戸内国際芸術祭において小豆島の三都半島で展開されます小豆島への調度品など、三都半島で必要な消耗品の購入費を計上いたしております。また、13 節委託料のうち、説明欄 1 の 150 万円につきましては、三都半島を中心とした瀬戸芸での移動手段の一つとして、小豆島オリーブ公園と小豆島ふるさと村にレンタサイクル事業を委託しようとするもので、レンタル用自転車購入費を含めた委託料を計上させていただいております。また、説明欄 2 の 467 万円につきましては、三都半島で作品展開をしていただく芸術家への支援経費などがございます。14 節使用料及び賃借料 28 万円につきましては、作品展開がなされる建物の借り上げ料と芸術家を使用する車両の借り上げ料等でございます。また、18 節備品購入費 120 万 6 千円につきましては、森口屋旅館が所有をしておりました芸術作品 110 点の購入経費を計上させていただいております。

10 款 7 項 1 目保健体育総務費、2 節給料、3 節職員手当等につきましては人件費の補正でございます。

31 ページ、32 ページをお開き願います。

最上段、11 節需用費 30 万円につきましては、小豆島高校女子陸上部が全国高等学校駅伝競走大会に出場することとなったため、応援用消耗資材等を購入するものでございます。また、19 節負担金補助及び交付金 17 万円につきましては、小豆島高校女子陸上部に加えまして小豆島豊栄チームが全日本ゲートボール選手権大会への出場が決定したため、全国大会出場補助金を増額補正させていただくものでございます。

10 款 7 項 2 目学校給食施設費、11 節需用費 150 万円につきましては、オリーブ給食の開始によりまして、オリーブオイルに加えましてオリーブ牛など、関連食材も利用することとしたため、賄い材料費が不足すると見込まれることから増額補正

するものでございます。なお、増額補正分は一般財源で対応いたします。また、13節委託料213万2千円につきましては、内海給食センターにつきまして、中学校統合に際し増築及び施設改修が必要であることから、来年度の夏休みに工事を実施すべく、今回の補正で実施設計委託料を計上させていただいたものでございます。

10款7項4目体育施設費5,957万3千円でございます。来年開催されます瀬戸内国際芸術祭では、旧福田小学校先ほど体育館というふうになりましたが、議決をいただきまして、福田小学校を舞台に福武ハウスが展開される予定でございます。この中で、旧福田小学校の体育館につきましては体育施設としての機能は残しつつ、オープンテラス、キッチンやトイレを新設するほか、一部を木造建具に変更するなど、アート施設としての機能を持たせる改修を実施しようとするもので、これに係る設計監理委託料と改修工事費を計上させていただいたものでございます。

なお、瀬戸芸期間中には小豆島石の魅力歴史シンポジウムの継続開催はもとより、昭和40年会を初め国際的なシンポジウムなど、さまざまな活用が計画されております。また、福武ハウスにつきましては、瀬戸芸閉幕後も恒久的なアジアのアートセンターとして継続した展開が予定されているところでございます。

以上、歳出予算の補正総額は2億995万5千円となっております。以上で議案第69号平成24年度小豆島町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) これから質疑を行います。質疑はありますか。9番植松議員。

9番(植松勝太郎君) 今の説明の中で、20ページの3款の社会福祉総務費の中、11節、これはオリーブ温泉ですかね。あそこの温泉の湧き水、湧く、出る、水の量、あれがどのぐらいになっとんですか。当初からいけば10年たって、変化

はないのかという部分と、それから 30 ページの芸術振興費の中の 13 節委託料、レンタサイクル事業委託料 150 万円ですが、これは小豆島の地形を考えると電動自転車というふうな部分を考えているのか、ただ単に現在使っているような自転車を想定してるのかということで、2 点お願いします。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 1 点目のご質問の社会福祉総務費の修繕料で予算措置しております 288 万円に関連する質問でございますが、水量自体は少なくなっておるとも聞いておりません。ですから、当初と変わりはないと思っております。今回のこの予算につきましては、企画振興部長がご説明申し上げましたように、ポンプの入れかえという財源でございます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） レンタサイクルについての質問でございますが、電動自転車は確かにありますが、三都半島は上りも結構多いところでございまして、心配されるのがバッテリーの容量というものが非常に危惧されるところでございまして、恐らく行って無事に帰ればいいんですが、ひょっとすると電気切れを起こしますと多分重いものを乗らなきゃならないということになりますので、どうかなと考えております。女性も使う、男性も使うということから、シティーサイクル、それから普通の切りかえのあるもので、できるだけ、多少人によってバラエティーといたしますか、ちょっとした車種を複数考えてみたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 9 番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今ちょっと私は耳が遠いんか、聞き取れにくい部分が最後のほうにあったんですが、もう一遍言うてもらえんですか。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 失礼いたしました。自転車につきましては、女性が乗りやすいものがありますが、そういったシティーサイクル、それでも3段変速があります。それから、男性につきましてはもうちょっとギア数のあるサイクル、そういったものをあわせて導入してみたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 16 ページです。プールの事故の問題なんですけど、補償金というのはいろいろ考えていると思いますけど、この事故に遭った子供さんが将来どうなるのかということを心配してる方もおりますんで、それに対する考えがあったら言うてもらいたい。

それから、次の18 ページです。13 節委託料のところです。瀬戸内芸術何とか臨時バス。これは、前回の芸術祭のときには、もう本当に誰が誰やがくんだんだと、僕らみたいなのが考えても、ほんまに30分しかくんどらんののに1時間かかると。真夏の物すごい暑いときだったんです。ですから、僕らの場合は平均速度を出して、停留所にとまったら何秒とってというてきちんとしょうたんですけど、誰がこのダイヤ、ダイヤっていうか、時間を決めるんだというふうに思います。その2つを、まず。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（荘野 守君） プール事故の子供は今現在高校進学に向けて非常に頑

張っております。学校の判断では高校へは行けるだろうということと、学校側としてもできたら地元の小豆島高校をということで高校側とも何とか対応ということで協議をしている段階でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 臨時バスの委託料の件についてご説明申し上げます。

確かに、森議員がおっしゃいましたように、前回の瀬戸芸線ってというのが非常に混雑いたしまして、時間も遅れたということは聞いております。今回の路線につきましても、これは町営のほうのバスでございますけれども、オリーブバスさんの1日フリーパス券を共用させていただこうと考えております。それによって料金の収集がなくなればスムーズな乗りおりができるんじゃないかというふうに考えております。それを考慮して時間等も、ダイヤ統一ではこちらのほうで考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 近い将来じゃなくて、その子供さんもうほとんど体が動かないと思いますんで、将来的にみんなで大人で面倒を見てあげないかんみたいなのも限度がございますんで、それに対する考え方です。補償金がどうのこうの言うんじゃない。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（荘野 守君） 森議員の質問ですが、今現在高校以降のことについてその本人の希望等はまだ聞いておりません。とりあえず今は高校進学を目指して頑

張っておるという状況でございます。将来支える云々については、賠償等のその辺の話し合いの中でも出てくるかと思imasので、現段階では全然決まっておられません。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 26ページの松くい虫でございます。僕もバスに乗っていたので、もう秋が来たんかというぐらい松が枯れとったんですけど、僕の認識はマツノザイセンチュウ、松くい虫が外国産のが入ってきて日本全国に広がったということだったと思うんですけど、この松くい虫対策、原因について何か考えがありましたら言うてほしいと思います。松くい虫には間違いないと思うんですけど。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 松くい虫対策につきましては、通常寒霞溪でスプリングラーとか治療散布、薬剤の散布をしております。それ以外のところにつきましては伐採、木を切るだけの処理を行っております。そういうことで、今年度特に松くい虫の状況が、毎年秋に調査をしておりますけれども、例年に比べ1.5倍ぐらいで、特に西村とか池田地区で多く見られております。そういうことで、景観を配慮して国民宿舎とか、またオリーブ公園付近を伐採しようと考えております。基本的に松くい虫のセンチュウによる被害と考えております。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 私が思っているのは、外国産の松くい虫が入ったから日本の松では全然こたえないということだったと思うんですけど、同じ松くい虫でも多分2種類ぐらい最低でもあると思うんです。それをしっかりしないと、幾ら物をま

いてもきかないという現象が起こってくると思うんですけど、その辺どうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） センチュウのほうにつきましては、ちょっと知識が私はございませんけれども、基本的に松くいノ薬等を散布するのではなく、伐採により景観をよくしていくというようなことで、通常伐採だけを行っております。そういうことで、天然更新というような形がとられていくのじゃないかと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 何点かお尋ねをいたします。

1つは22ページですけれども、一番下、家庭・地域教育力再生事業講師謝礼、4小学校の入学説明会での講演ということでしたが、どなたがどういう講演をされるのかということと。

それと、26ページの修繕料で改良住宅2戸をバリアフリーに改造する、これは今入っているところをですか、退去した後ですか。どこをどういうふうにするのか。

それと、28ページですね、新しい中学校づくり有識者会議報酬。先ほどの一般質問の中で答弁が少しあったと思うんですけど、ちょっともう少し詳しく中身と、それと池田中学校の統合はもう地元ではっきりと決まっているということによるんでしょうか。

それと、30ページ、芸術作品購入費、森口屋の絵画110点。この金額ってというのはどのようにして計算されているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、32ページですけれども、学校給食センターの増築ですね、これも具

体的な中身はどのようになるのかという、増築工事になってますけど。あと、福田の体育館の、これも先ほど説明がありましたけれども、福武ハウスがここで何をするのかというか、瀬戸芸が終わっても引き続きされるということですけども、もう少し詳しく中身を教えてくださいたいんですが。以上です。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（大江正彦君） まず、22 ページの一番下段でございますけれども、家庭・地域教育力再生事業の講師謝礼ということで、具体的には、各4小学校の入学説明会において、家庭での子供との接し方であるとか、褒め方であるとか、しつけであるとか、そういった家庭での子供との接し方を中心に県内の大学の先生を招いてご講演をいただく予定にしております。具体的な人選についてはこれからで、今具体的にはどなたを来ていただくかというのは決まっておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（坂本勇治君） 鍋谷議員からご質問の26 ページの改良住宅管理費の修繕料ですけども、橘地区の退去者の修繕で、退去だから出ています。入居者への修繕ではなくて、退去、明け渡しを受けた住宅に対しまして、改修の上、再度入居者を募集するための修繕料です。具体的に、中層住宅の2階、3階につきましては高齢者対応ということでフローリング等を対応しました、トイレに改修等もありますので、その関係で年当初に1戸当たりの退去修繕を予定しておりますけれども、今回3軒等の退去が予定されましたので、それに伴いまして2階、3階の住宅を2戸、高齢者対応に持っていかせていただき、修繕を行いたいと考えております。あと1戸につきましては、5階ですので普通の修繕ということで考えておりま

す。以上です。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長(松田知巳君) 先ほどの芸術作品の購入費でございますけれども、この費用につきましては、森口屋さんの破産管財人でございます高松の堀井法律事務所さんが高松の松村画廊さんというところで、正式に差し押さえになっております100点余りの色紙、水彩画等の鑑定をした結果の金額でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 鍋谷議員から質問のありました、新しい中学校づくり有識者会議についてでございますが、まず中学校の統合につきましては、現在内海、池田中学校の統合対策協議会と協議を進めております。新しい中学校づくりについては、両協議会とも基本的な合意をもう既にいただいております。ちなみに、池田地区につきましては12月5日、内海中学校については11月22日に新しい中学校づくりを進めるということでの合意をいただいております。

それと、有識者会議でございますが、先ほど町長が一般質問で答弁がありましたように、新しい中学校の教育理念、新しい新学校名、校歌、校章等を決めていくために、町長の諮問機関として来年新年の1月中旬に立ち上げを予定しております。とりあえず新しい学校名が決まらなければ、校歌等も決めていくことができませんので、まず校名についての答申を有識者会議からいただきまして、来年3月には小豆島町立学校条例等の改正の議案を提出して、審議、議決をいただきたいと考えております。

それともう一点、給食センターの増築工事の内容でございますが、現在調理場が約72平米、通路36平米、休憩室が5平米程度、合計で約114平方メートルの増

築を予定してます。工事につきましては、先ほどの説明にありましたように、来年の夏休みに実施したいということで予定しております。以上です。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 最後の福田体育館の改修についてご説明申し上げます。

福田につきましては、旧福田小学校の校舎と今回の体育館をあわせて福武ハウスということで整備をする予定にしております。福武ハウスとしましては、アジアのアートセンターとして、アジア各地から芸術家を招いてそこで作品展開なり、作品の制作をしていただくという予定でございます。これにつきましては、瀬戸芸が終わりましても恒久施設として引き続き運営をしてまいる予定でございますので、体育館の修繕につきましても、それに合わせて引き続きカフェテリアとしての機能をそのまま持たして運営する予定にしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） カフェテリアの運営は福武がするという事なんですか。家賃とかをもらうということなんですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） カフェテリアだけではなくて、福武ハウスとして、一体として福武財団のほうが運営をしていただくということで今お話をしております。使用料はいただく予定でございます。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 関連になると思うんですけど、福武ハウスの契約の内容と
いうか、何年間その分を使用していいというふうなことを契約書なりで交わしてや
っていかうとしているのか、その辺を。

それと、給食センターは前々からここで全部できるというふうな話も聞いたこと
があると思うんですけど、この増築の必要性なりはどういうふうなところから出
てきたんかをお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 福武ハウスにつきましては、来年の7月20日に
オープンということで6月末を目処に今から工事を始めようとしております。運営
につきましては、先ほど申しましたように、福武財団のほうにお願いいたしますけ
れども、その辺の契約につきましてはまだ今後これから進めていくところでござい
ますが、契約につきましては町の財産を占有ということでございますから有期の契
約になろうかと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（荘野 守君） 内海地区の学校給食センターの増築の必要性でござい
ますが、確かに安井議員の言われるように、食数についての調理は確かに今の施設
でもできますが、コンテナというんですか、給食を運ぶ箱なり、食器消毒保管庫が
当然増えます。その辺で面積的に不足するというところで。それと、この際に作業の
動線等も見直した結果、通路等も増築するというところで計画しております。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番(安井信之君) 給食センターに関しては今までの見込みがちょっと甘かったということと考えるとやっぱりいいんですね。

それと、福田の分に関しては、言うたらある程度のお金が、今回予算なりされますんで、契約時には年限とかそういうな部分もある程度の話し合いはしてもらいたいなど。途中で、あかんようになったら、のきますわじゃ、ちょっと済まない話になってくるのかなと思いますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

議長(秋長正幸君) 12番鍋谷議員。

12番(鍋谷真由美君) 今の福田の福武ハウスの件ですけれども、地元住民とのお話とか周知というのはどういうふうになっているんでしょうか。

議長(秋長正幸君) 企画財政課長。

企画財政課長(久利佳秀君) 地元につきましては説明会を数回開催させていただいておりますし、連合会長からも今回の事業については歓迎しておると、非常にありがたいことだというお言葉をいただいております。以上です。

議長(秋長正幸君) 11番村上議員。

11番(村上久美君) 32ページの今の関連です。

今企画課長のほうから校舎と体育館の一体の改修って、たしか言われたと思うんですが、校舎についてはこの説明の中には書かれてはないんですが、校舎についての活用もどういう形で活用性があるって改修も含まれているのかどうなのか。多分アート作品の展示というか設置だろうと思うんですが、そういうふうな内容について費用がどれぐらいするのか。

それと、体育館の改修工事ということで、委託料合わせてざっと6千万円計上し

てます。その内容として体育館の改修と端的に説明の中でも言われましたが、このオープンテラス、キッチン器具、木造テラスというふうに、どれぐらいのスペース、広さ、体育館とあわせてどういうふうな改修というふうに理解していいのか、ちょっと意味がわからないので、もう少し踏み込んだ説明、どれぐらいの広さ、スペース、何坪ぐらいなのか、それもあわせて教えてください。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、小学校の校舎側ですけれども、これは福武財団のほうを整備をいたしますので町費をかける予定はございません。今回の体育館のほうの改修だけでございます。

改修内容でございますけれども、先ほど企画振興部長からも説明しましたけれども、面積を増やすものではございません。ただ、体育館のステージの裏の壁を抜きましてオープンテラスをつくる予定にしております。それから、中でのキッチン、トイレの改修。それから、建具を木造にしてアートのなものにすると。それから、浄化槽も今 25 人槽の単独槽がついてるんですけれども、これがもう機能していないということで、来客を含めて 50 人槽の合併浄化槽にするというような内容でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 最初に質問してるじゃないですか。

議長（秋長正幸君） 立てってやってください。

11 番（村上久美君） はい。平米数。質問しましたけれど何平米。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） ですから、面積としては増えません。ただオープンテラスということで建物面積には含まれませんので、面積は増えないという説明をさせていただきました。ですから、テラス部分につきましては、ちょっと今数値を持っておりませんが、後でご説明したいと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） それじゃ、後で説明ください。オープンテラス、キッチンに合わせて抜いて外にテラスをつくるという、共用するキッチンハウスという形で、カフェテラスというのかな、そういうふうな専用部分が大体どれぐらい平米数としてあるのか、また教えていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど今後の2013年の芸術祭が済んだ後の地元が行って入るといふか、協力も必要だろうと思うんですが、運営の継続性といふか、地域のそれとあわせた活性化をどう今後町としても取り組んでいく考えなのか伺いたいというふうに思います。

それと、校舎のほうには福武財団のほうで資本を入れるということなんですが、この展示についても済んだ後、いろんな方が観光の人が見に来た場合に、自由にどういふ形で見るかといふ点も、今後の運営の仕方についても伺いたいと思います。

それと、30ページの、先ほども質問がありましたが、レンタサイクルの委託なんですが、これはどこに委託し、何台ぐらいの。

聞いてなかった。ごめん。聞こえてなかった。何台ぐらいの自転車を用意するのか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 福武ハウスにつきましては、瀬戸芸も含めて瀬戸芸が終わりましても運営を福武財団がするというございますので、そこに人員も配置されます。ですから、運営はその方を中心にやっていくということになるかと思えます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 自転車につきましては、駐輪場といいますが、保管する施設も要りますし、また保険にも加入いたさねばなりません。そういった費用を総合的に見る中で何台になるかということですが、目標としては 20 台ぐらいはそろえたいと思っています。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12 番鍋谷真由美議員。

12 番（鍋谷真由美君） 中学校の統合について、地元の合意が得られているという説名でしたけれども、地元の全てのというか……十分な理解と合意が得られているとは思いません。その中で新しい中学校づくり有識者会議報酬、また給食センターの工事ですね、池田小学校は残るわけですが、池田小学校も近くの給食センターからの給食がなくなるという中身だと思います。ということで、病院建設

にかかわり、また中学校統合に係る予算が出されているということについて反対を
したいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。5番藤本傳夫
議員。

5番（藤本傳夫君） 私は補正予算に賛成の立場から討論いたします。

議案第69号平成24年度小豆島町一般会計補正予算については賛成をいたします。

今回提案されている補正予算については、病院の関係につきましても、小豆島の
元気のために未来に向けた島づくりを目指して、教育福祉の充実、瀬戸内国際芸術
祭関連の各施策を展開するために必要な経費が計上されております。妥当な補正予
算だと考えますので、議案第69号に賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告にある討論は終わりました。ほかに討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり決
定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第69号は原案どおり決定さ
れました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 13、議案第 70 号平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 70 号平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 32 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ 133 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 3,758 万 8 千円とするものでございます。

続きまして、その内容につきまして、別とじの補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書のほうの 37 ページをお開き願います。歳入の補正になります。

10 款繰越金、1 項 2 目 1 節その他繰越金になりますが、歳出の補正に係る財源として 133 万 6 千円を追加し、歳入合計を 22 億 3,758 万 8 千円とするものでございます。

次に、歳出の補正になります。1 枚めくっていただき、説明書の 39 ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、2 項 1 目保険対策費ですが、45 万 4 千円を追加するものでございます。これは、国保係に勤務する臨時職員が本年 11 月中旬から出産に伴う休暇に入り、交代の臨時職員が必要になっております。国保係での受け付けを組む担当事務につきましては、一定程度の専門的な知識を要することから円滑な事務手続を行うため、休暇に入る前から一定期間重複して交代要員の臨時職員を雇用しております。このため、重複雇用により不足する共済費及び賃金の所要額について補正

するものでございます。

次に、11 款諸支出金、1 項 3 目償還金ですが 88 万 2 千円を追加するものでございます。これは、平成 23 年度に概算交付を受けた国民健康保険特定健康診査保健指導負担金の超過となった国費、県費につきまして 24 年度で返還するものでございます。以上、合計 133 万 6 千円を追加し、歳出合計を 22 億 3,758 万 8 千円とするものでございます。

大変簡単ですが、議案第 70 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 75 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 14 発議第 3 号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 14、発議第 3 号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5 番藤本議員。

5 番（藤本傳夫君） 発議第 3 号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の案件を会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 24 年 12 月 19 日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同渡辺慧。

提案理由としまして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を改正する法律の施行に伴い、小豆島町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が自治法に条立てされていましたが、改正法により 1 つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたため、当議会の委員会条例についても所要の改正を行うものであります。隣の改正前後の表については読むのを省略します。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第 3 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第 3 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 発議第 4 号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 15、発議第 4 号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5 番藤本議員。

5 番（藤本傳夫君） 発議第 4 号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の案件を会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 24 年 12 月 19 日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同渡辺慧。

発議第 4 号、提案理由の説明を行います。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を改正する法律の施行に伴い、小豆島町議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。これまで本会議においては公聴会の開催や参考人の招致がで

きませんでした。改正自治法において委員会と同様にこれができることとなったため、当議会の会議規則に所要の条文を追加し、当議会の本会議においても公聴会の開催や参考人の招致ができるよう、会議規則を改正するものであります。

また、改正法により条文がずれた部分については、改正法の条文に合わせ、会議規則の変更を行うものであります。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 決定第1号 農業委員会委員の推薦について

議長（秋長正幸君） 次、日程第16、決定第1号農業委員会委員の推薦について

てを議題といたします。

地方自治法第 117 号の規定により、5 番藤本傳夫議員の退場を求めます。

〔 5 番 藤本傳夫君 退場 〕

議長（秋長正幸君） 本件につきましては、農業委員会に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、議会から 4 人の学識経験者を推薦しようとするものであります。

お諮りします。

推薦の方法につきましては、通例により指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、通例により議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

小豆島町農業委員会委員は、神懸通、藤本享三氏、馬木、福井英男氏、蒲野、森口久士氏、池田、藤本傳夫氏の 4 名を推薦します。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、1 番森口久士議員の退場を求めます。

〔 1 番 森口久士君 退場 〕

議長（秋長正幸君） お諮りします。

ただいま指名した 4 人を議会から推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、小豆島町農業委員会委員に、藤本享三氏、福井英男氏、森口久士氏、藤本傳夫氏の 4 人を議会から推薦することに決定しました。

〔 5 番 藤本傳夫君 1 番 森口久士君 入場 〕

~~~~~

日程第 17 議員派遣について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 17、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第 119 条の規定により議会の議決を経ることになっています。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員を派遣することについてご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 19 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 18 及び日程第 19、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第 18 及び日程第 19 を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成 24 年第 4 回小豆島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。



閉会 午後 4 時 44 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員